

横浜市障害者グループホーム設置の留意事項

次の項目を満たしていないグループホームについては、設置費等の補助対象となりません。要領及び留意事項等を十分にご確認のうえ新規設置意向届又は移転意向届等を提出してください。

1 対象となる法人

- (1) 横浜市障害者グループホーム設置運営要綱第4条の基準を満たし、募集期間内に障害者グループホーム新規設置意向届（第1号様式）または障害者グループホーム移転意向届（第2号様式）の提出を完了した法人が対象となります。
- (2) 応募時点の定款に「障害福祉サービス事業」を行う旨が記載されていない法人は対象外です。
- (3) 「過去に不正受給等による補助金返還請求を受けている」又は「障害者グループホームに係る補助金の交付決定の取消及び加算の取消を受けている」法人は対象外です。

2 募集方法

- ア 補助事業者の募集告知は、募集期間を定め、本市ホームページにて行います。
- イ 新規設置に係る補助事業者の募集は、障害者グループホーム新規設置意向届（第1号様式）によって行います。
- ウ 移転に係る補助事業者の募集は、障害者グループホーム移転意向届（第2号様式）によって行います。

3 応募できるホーム数

- (1) 横浜市内で障害者グループホームを初めて設置する場合は「1ホーム」のみ応募できます。
- (2) 申込締切時までに横浜市内で障害者グループホームの運営実績が1年未満（運営実績がない法人を含む）の法人は「2ホーム」まで応募できます。
- (3) 横浜市内で障害者グループホームの運営実績が1年以上の法人は運営及び支援可能の範囲内で応募してください。
- (4) 多様な法人の参入が可能になるよう、2ホーム以上応募された法人で基準点を超えていた場合であっても、申込数を考慮し、一部不承認となる場合があります。

4 応募の取下げについて

障害者グループホーム新規設置意向届（第1号様式）または障害者グループホーム移転意向届（第2号様式）を提出後、応募を取り下げる場合は、障害者グループホーム設置等意向取下書（第3号様式）を速やかに提出してください。

5 補助事業者の審査に関する事項

(1) 審査時期

募集締切後に行います。

(2) 審査方法

ア 書類審査

提出された事業計画書等の各項目について、審査を行います。

イ ヒアリング審査

提出された事業計画書等の内容等について、応募法人に対してヒアリングの形式で実施します。

6 内示に関する事項

(1) 時期

審査後、補助事業開始年度までに行います。

(2) 方法

障害者グループホーム設置等意向ヒアリング結果通知書（第4号様式）によって行います。

(3) 辞退について

障害者グループホーム設置等意向ヒアリング結果通知書（第4号様式）による承認を受けた補助事業者が、当該補助金の内示を辞退する場合は、障害者グループホーム新規設置・移転辞退届（第5号様式）を速やかに提出してください。

7 設置（建設）について

(1) 障害者総合支援法、建築基準法、消防法（※1）、横浜市福祉のまちづくり条例（※2）等、関係法令の基準を全て満たしてください。

※1 スプリンクラー設備については、下記に記載する消防法施行令別表第一第6項（ロ）に該当する障害者グループホームに加え、設置時点で非該当であっても、入居者の障害支援区分の変動や入退去等を考慮し、グループホームを新規設置する時点で、スプリンクラーを設置するよう努めてください。

平成27年4月1日より、消防法施行令別表第一第6項（ロ）に該当する障害者グループホームは、面積に関わらずスプリンクラー設置が義務付けられましたのでご注意ください。該当の有無については、総務省消防庁のホームページ等で改正内容をご確認ください。

<http://www.fdma.go.jp/concern/law/index.html>

※2 横浜市福祉のまちづくり条例における障害者グループホームについては、従来どおり「共同住宅・寄宿舍」として取り扱うこととします。

※3 既存住宅を障害者グループホームとして利用する場合は、「共同住宅・寄宿舍」としての基準に適合していることを必ずご確認ください。

- (2) 同一敷地内又は隣接地に設置できるグループホームは、同一法人・別法人に係わらず「2ホーム」までです。(市街化調整区域の場合は、8(2)を参照)
- (3) 1つの建物内に複数のグループホームを設置する場合、その入居定員の合計数は、新築の建物の場合は10人まで、既存の建物の場合は20人までです。
- (4) 日中サービス支援型の定員は1ホーム10人まで、1棟あたり20人までです。短期入所は併設型とし、定員は1ホームあたり1人、又は、1棟あたり1人とします。
- (5) 令和5年度に内示を受けたグループホームは、令和6年3月1日までに開設できる計画にしてください。原則として、翌年度への繰越しはできません。

8 設置場所について

(1) 設置場所が決まっていなくても応募できます。

(2) 市街化調整区域に設置する場合

ア 横浜市開発審査会提案基準第29号「障害者グループホームの建築行為等の特例措置」の基準を満たしてください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/choseikuiki/default2019.html>

イ 「既存の障害者グループホームの敷地から250m以上離れていること」については、最新の「障害福祉のあんない」をご確認のうえ、障害施設サービス課(電話671-3565)に、当該範囲内の障害者グループホームの有無を確認してください。

ウ 横浜市開発審査会提案基準第26号「市街化調整区域となった時点から引き続き宅地である土地において行う建築行為等の特例措置」に該当する土地での設置も可能です。

※横浜市内で障害者グループホームの設置承認を受けたことがない法人については、市街化調整区域に設置できません。

9 入居者について

入居者は1人以上公募してください。障害施設サービス課に募集チラシを提出して頂きます。

10 モニタリングを受けることについて(※)

運営開始後1年以内に、障害者支援センターが実施する「モニタリング」を受けて頂きます。

(※) モニタリングとはグループホーム運営や援助内容に人権尊重の姿勢が導入されているか、また実際に障害者の人権が守られているかを見守るために行われるものです。福祉専門家、学識経験者、弁護士等で構成するモニター委員が複数人で訪問し、入居者、運営者、職員に個別にお話を伺います。

11 その他

事業計画書と実際の設置運営内容が大きく乖離する場合は、内示を取消す場合があります。

設置費補助の対象とならなかったホームは、今後、市単独加算及び運営費補助の対象となることはありませんので、ご注意ください。

横浜市障害者グループホーム新規設置・移転に係る選定実施要領

制 定 令和4年3月2日健障サ第2977号（局長決裁）

1 総則

この要領は、横浜市障害者グループホーム設置運営費補助事業の対象グループホームの選定にあたり、横浜市障害者グループホーム設置運営要綱（以下、「要綱」という）第3条第2項に定める本市との協議について、必要な事項を定める。

2 対象となる法人

要綱第4条に掲げる要件を満たし、募集期間内に障害者グループホーム新規設置意向届（第1号様式）または障害者グループホーム移転意向届（第2号様式）の提出を完了した法人。

3 補助事業者の募集に関する事項

(1) 募集方法

ア 補助事業者の募集告知は、募集期間を定め、本市ホームページにて行う。

イ 新規設置に係る補助事業者の募集は、障害者グループホーム新規設置意向届（第1号様式）によって行う。

ウ 移転に係る補助事業者の募集は、障害者グループホーム移転意向届（第2号様式）によって行う。

(2) 応募条件

応募にあたっては、要綱第4条に掲げる要件を満たす法人のうち、以下の項目を満たしていることを条件とする。

ア 応募時点で当該法人の定款に「障害福祉サービス事業」を行う旨の定めがあること。

イ 過去に障害者グループホームに係る補助金の交付決定の取消を受けていないこと。

(3) 応募可能ホーム数

新規設置の応募可能ホーム数については、下記のとおりとする。

ア 要綱第3条第2項における本市の承認を受けたことがない法人については、1ホームのみの応募とする。

イ 要綱第3条第2項における本市の承認を受けてから障害者グループホームの運営実績が1年未満の法人（運営実績がない法人を含む）については、2ホームまでの応募とする。

ウ 要綱第3条第2項における本市の承認を受けた障害者グループホームの運営実績が1年以上の法人については、運営及び支援可能の範囲内の応募とする。

4 意向の取下げについて

障害者グループホーム新規設置意向届（第1号様式）または障害者グループホーム移転意向届（第2号様式）を提出後、応募を取り下げる場合は、障害者グループホーム設置等意向取下書（第3号様式）を速やかに提出するものとする。

5 設置（建設）に関する事項

(1) 関係諸法令の遵守について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、建築基準法、消防法等、関係諸法令及び関係諸法令の基準を全て満たすこと。

(2) 同一敷地内等での複数ホームの設置について

同一敷地内又は隣接地に設置できるグループホームは、同一法人・別法人に係わらず2ホームまでとする。

(3) 都市計画区域について

要綱第3条第2項における本市の承認を受けたことがない法人については、市街化区域のみの設置とする。

6 補助事業者の審査に関する事項

(1) 審査時期

募集締切後に行う。

(2) 審査方法

ア 書類審査

提出された事業計画書等の各項目について、審査を行う。

イ ヒアリング審査

提出された事業計画書等の内容等について、応募法人に対してヒアリングの形式で実施する。

7 内示に関する事項

(1) 時期

審査後、補助事業開始年度までに行う。

(2) 方法

障害者グループホーム設置等意向ヒアリング結果通知書（第4号様式）によって行う。

(3) 辞退について

障害者グループホーム設置等意向ヒアリング結果通知書（第4号様式）による承認を受けた補助事業者が、当該補助金の内示を辞退する場合は、障害者グループホーム新規設置・移転辞退届（第5号様式）を速やかに提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 本要領の施行日より前に、「障害者グループホーム新規設置(移転)意向の選定結果について(通知)」による承認を受けたことがある法人については、要綱第3条第2項における承認を受けたことがある法人とみなす。

年 月 日

横浜市健康福祉局長

所在地
法人名
役職及び
代表者氏名

年度 障害者グループホーム新規設置意向届

横浜市障害者グループホーム設置運営要綱第3条第2項における新規設置の意向について、
下記の内容で提出します。

	名称	定員	予定地
①			
②			

(複数か所の新規設置を希望する場合は、グループホームごとにすべて記載して下さい。)

(添付書類)

新規設置に係る事業計画書

担当
連絡先

年 月 日

横浜市健康福祉局長

所在地
法人名
役職及び
代表者氏名

年度 障害者グループホーム移転意向届

横浜市障害者グループホームの移転の意向について、下記の内容で提出します。

	名称	定員	予定地
①			
②			

(複数か所の移転を希望する場合は、グループホームごとにすべて記載して下さい。)

(添付書類)

移転意向調査票

担当
連絡先

年 月 日

横浜市健康福祉局長

所在地
法人名
役職及び
代表者氏名

障害者グループホーム設置等意向取下書

年度の設置等を希望していた障害者グループホームについては、下記の理由により、その意向を取り下げます。

1. 設置等意向を取り下げるグループホーム名（および、か所数を記載してください。）

2. 取下げの理由

（下記の理由に○印をつけてください。なお、「(2) その他」に該当する場合は、具体的な理由を記載してください。）

(1) 当初の事業計画に変更があったため

(2) その他

理由：

担当
連絡先

第 号
年 月 日

(法人名)

(代表者名)

横浜市健康福祉局長 印

年度 障害者グループホーム設置等意向ヒアリング結果通知書

提出された意向届に基づき選定した結果について、年度予算の議決を条件とし、次のとおり通知します。

1 内容

	設置 (移転) 予定ホーム	選定結果	新規設置又は移転
	(ホーム名)		新規設置・移転

2 内定条件

次の条件を満たさない場合は、内定を取り消すことがあります。

- (1) 「横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例」「横浜市障害者グループホーム設置運営要綱」等を順守して下さい。
- (2) 障害者総合支援法、建築基準法、消防法等、関係諸法令の基準等を全て満たして下さい。

担当：
連絡先：

年 月 日

横浜市健康福祉局長

所在地
法人名
役職及び
代表者氏名

年度 障害者グループホーム新規設置・移転辞退届

年 月 日付 第 号において設置（移転）の内定を受けた障害者グループホームについては、下記の理由により、設置（移転）の内定を辞退します。

1. 内定を辞退するグループホーム

(※当初内示文書に記載されているグループホーム名（仮称）を記載してください。)

2. 辞退の理由

(下記の理由に○印をつけてください。なお、「(3) その他」に該当する場合は、具体的な理由を記載してください。)

(1) 設置（移転）先が決まらなかったため

(2) 当初の事業計画に変更があったため

(3) その他

理由：

担当
連絡先

横浜市障害者グループホーム設置運営要綱

制 定 昭和 60 年 8 月 1 日

最近改正 令和 2 年 7 月 7 日健障サ第 1135 号（局長決裁）

（趣 旨）

第 1 条 本要綱は、横浜市において知的障害者、身体障害者、精神障害者及び難病等対象者（以下「障害者」という。）の障害者グループホーム事業を実施するにあたり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。）に規定する障害福祉サービス等のほか設置及び運営等について必要な事項を定める。

（事業の目的）

第 2 条 本事業は、障害者が地域において共同生活を営む障害者グループホームの設置を促進し、障害者の自立した生活を支援することを目的とする。

（障害者グループホームの定義）

第 3 条 本要綱における障害者グループホームの種類は、以下のとおりとする。

- (1) 総合支援法第 5 条第 17 項に規定される共同生活援助に基づき、法人が設置、運営するもの（以下「指定障害者グループホーム」という。）
 - (2) 指定障害者グループホームのうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「基準省令」という。）第 210 条第 9 項に規定されるサテライト型住居（以下「サテライト型住居」という。）
 - (3) 指定障害者グループホームのうち、平成 23 年 3 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間、横浜市障害者グループホーム重度化対応モデル事業として実施していたもの
 - (4) 指定障害者グループホームのうち、平成 26 年 3 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間、横浜市障害者グループホーム高齢化対応モデル事業として実施していたもの
 - (5) 7 人以上の者で構成される運営委員会により設置、運営されるもの。なお、運営委員会は、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター役職員及び概ね入居者の代表者、世話人の代表者、入居者の家族等の代表者、障害者福祉関係者、ボランティア関係者又は地域住民の代表者により構成する。
- 2 前項各号に掲げる障害者グループホームについては、新規設置にかかる設置意向について市と協議し、承認されたものでなければならない。

（設置及び運営主体）

第 4 条 障害者グループホームを設置、運営しようとする法人又は運営委員会は、障害者の支援に関して相当の経験と実績を有するもので、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものでなければならない。

- (1) 当該法人が次のいずれかの事業または施設等を実施していること。
 - ア 第一種社会福祉事業
 - イ 第二種社会福祉事業のうち、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業又は老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に定める事業
 - ウ 総合支援法に定める障害福祉サービス事業
 - エ 地域生活支援事業
 - オ 横浜市が認める地域活動支援センター障害者地域作業所型、地域活動支援センター精神障害者地域作業所型、又は前条第 1 項第 5 号に定める障害者グループホーム
 - カ 精神科、神経科又は心療内科を標榜する医療機関
 - キ 神奈川県又は横浜市からの委託による総合支援法に基づく事業のうち市長が適当と認める事業

- (2) 法人の理事若しくは役員又は運営委員会の委員長若しくは副委員長のうち2名以上が、前号に定める事業を運営する法人の理事若しくは役員又は運営委員会の委員長若しくは副委員長として、事業の運営に携わっていたと認められる経験があること。

(設置協議)

- 第5条 第3条第1項第1号に規定する障害者グループホームを設置、運営しようとする法人は、原則として設置日の14日前までに、障害者グループホーム設置協議書(第1号様式)(以下「協議書」という。)に、障害者グループホーム運営計画書(第2号様式)及び障害者グループホーム設置予算書(第3号様式)を添付して市長に提出しなければならない。
- 2 第3条第1項第5号に規定する障害者グループホームを設置、運営しようとする運営委員会については、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)と協議し、設置日の14日前までに、市社協が協議書を市長に提出しなければならない。

(設置承認)

- 第6条 市長は、前条により協議書の提出を受けたときは、これを審査し、障害者グループホーム設置承認(不承認)通知(第4号様式)により、設置の承認及び不承認を行うものとする。
- 2 前項の設置承認後に、本要綱に基づく、適正な運営がなされていないと市長が認める時は、当該障害者グループホームに対する設置承認を取り消すことができる。

(入居対象者)

- 第7条 第3条第1項第1号に規定する指定障害者グループホームの入居対象者は、総合支援法における共同生活援助の支給決定を受けている者とする。
- 2 第3条第1項第2号に規定するサテライト型住居の入居対象者は、前項の要件を満たしており、かつ、その直前の居住地が、入居予定であるサテライト型住居ではない者とする。
- なお、居住地とは、生活の本拠と一致するものであり、現にその場所に居住していない場合でも、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合は、その場所を居住地とする。
- 3 第3条第1項第3号に規定する指定障害者グループホームの入居対象者は、総合支援法における共同生活援助の支給決定を受けている者であり、入居時点で次の各号に該当するものとする。
- (1) 障害支援区分4以上の者
- (2) 個別支援において、居宅介護または重度訪問介護の利用を必要とする見込みのある者
- (3) 医療的ケアを必要とし、訪問看護の利用を必要とする見込みのある者
- 4 第3条第1項第4号に規定する指定障害者グループホームの入居対象者は、総合支援法における共同生活援助の支給決定を受けている者であり、入居時点で次の各号に該当するものとする。
- (1) 満60歳以上の者
- (2) 援護の実施機関が横浜市である者
- (3) 医療的ケアを必要とする者
- 5 第3条第1項第5号に規定する障害者グループホームの入居対象者は、原則として市内に居住する18歳以上の障害者であって、障害者グループホームの入居を必要とする者(入院治療を要する者を除く。)とする。

(入居者数)

- 第8条 第3条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する指定障害者グループホームの定員は、サテライト型住居の定員を含め、概ね5人とし、4人以上10人以下の範囲とする。
- 2 第3条第1項第5号に規定する障害者グループホームの定員は、概ね5人とし、4人以上7人以下の範囲とする。

(設置基準)

- 第9条 障害者グループホーム(サテライト型住居を除く。)の設置については、次の基準によるもの

とする。

- (1) 設置場所は緊急時等においても適切かつ迅速な支援を受けることができること。
 - (2) 生活環境に十分配慮された場所にあること。
 - (3) 近隣との交流が図れる場所にあること。
 - (4) 建物は原則として、設置する法人又は運営委員会の代表者が所有権又は賃借権を有すること。
 - (5) 日常生活を支障なく送るために必要な設備を有し、世話人が入居者に対して適切な援助が行える形態であること。
 - (6) 個々の入居者の居室は、原則として個室とすること。
 - (7) 居間、食堂等入居者が相互交流できる場所を有していること。
 - (8) 入居者の安全及び保健衛生が確保されていること。
 - (9) スプリンクラー設備については、消防法施行令（昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号）別表第 1 により当該グループホームが所轄消防署に定められた区分に従い、整備の要否を判断すること。スプリンクラー設備以外については、消防法施行令別表第 1（6）項ロに適合する基準を満たしていること。
 - (10) 建築基準法（昭和 25 年 11 月 23 日法律第 201 号）その他関係法令並びに横浜市建築基準条例（昭和 35 年 10 月 10 日条例第 20 号）その他関係規定に定める基準を満たしていること。
- 2 第 1 項第 9 号について、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りではない。
 - 3 障害者グループホームのサテライト型住居の設置については、次の基準によるものとする。
 - (1) 第 1 項第 1 号から第 6 号、第 8 号を準用する。
 - (2) サテライト型住居の本体である指定障害者グループホームが、開所後 1 年以上を経過していること。
 - (3) サテライト型住居と本体である指定障害者グループホームが、同一建物内にないこと。
 - (4) 消防設備については、消防法施行令別表第 1（5）項ロに適合する基準を満たしていること。
 - 4 基準省令第 213 条の 2 の日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が、同基準省令第 213 条の 7 の指定短期入所を行う事業所は、グループホームに併設するものとする。併設する短期入所事業所の定員は、障害者グループホームごとに 1 人とする。

（人員配置）

第 10 条 障害者グループホームには、世話人を配置しなければならない。

- 2 世話人は、障害者の福祉の増進に熱意があり、数人の障害者の日常生活を適切に援助する能力がある者でなければならない。
- 3 世話人は、入居者の人格を尊重した援助をしなければならない。
- 4 世話人は、障害者グループホームを設置、運営する法人又は運営委員会の長と委託契約又は雇用契約を結んだ者とする。
- 5 第 3 条第 1 項第 3 号に規定する指定障害者グループホームについては、世話人に加え、第 11 条第 2 項に規定する業務を行うために、必要な能力を有した専従の職員（指導員）及び保健師又は看護師を各 1 名以上配置しなければならない。
- 6 第 3 条第 1 項第 4 号に規定する指定障害者グループホームについては、世話人に加え、第 11 条第 3 項に規定する業務を行うために、必要な能力を有した専従の職員、看護師、栄養士及び調理員を各 1 名以上配置しなければならない。

（運 営）

第 11 条 第 3 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に規定する障害者グループホームを設置、運営する法人又は運営委員会（以下「設置運営主体」という。）は、入居者の状態、能力等を把握し、援助の方針を定めるとともに、次に掲げる業務を行うものとする。

なお、第 2 号、第 5 号及び第 6 号の業務については、その全部又は一部を世話人に行わせることができる。

- (1) 世話人の選定及び代替要員の確保
- (2) 入居者に対して食事の提供、健康管理・金銭管理の援助、余暇利用の助言等日常生活に必要な

- な援助を行うこと。
- (3) 緊急時の対応、職場等における問題への対応、財産管理等入居者に対し、前号に掲げるもの以外の必要な援助を行うこと。
 - (4) 世話人の指導、監督、援助、研修を行うこと。
 - (5) 入居者の生活状況、食事の内容等に関する記録を行うこと。
 - (6) 入居者負担金を徴収し、それを適正に管理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備すること。
 - (7) 障害者グループホームの運営に係る会計に関する諸帳簿を整備しておくこと。
- 2 第3条第1項第3号に規定する指定障害者グループホームは、入居者の状態、能力等を把握し、援助の方針を定めるとともに、前項に定めるもののほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 交流室を活用した利用者の日中活動、地域住民との交流に関する事業。
 - (2) 利用者の医療的ケアの実施に係る関係機関との連絡及び調整並びに当該ホーム職員への指示。
- 3 第3条第1項第4号に規定する指定障害者グループホームは、入居者の状態、能力等を把握し、援助の方針を定めるとともに、第1項に定めるもののほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 居間、食堂等を活用した日中活動等、入居者の健康維持に関する事業
 - (2) 利用者の栄養管理、健康管理及び医療的ケアの実施に係る関係機関との連絡調整
- 4 設置運営主体は、障害者グループホームにおいて「横浜市障害者グループホーム体験入居事業」を行なうことができる。
- 5 前項の事業の実施については別に定める。

(変更申請)

第12条 設置運営主体は、次に掲げることを行う場合には、あらかじめ障害者グループホーム設置運営変更申請書（第5号様式）により、市長の承認を受けなければならない。なお、4号の変更申請には、障害者グループホーム（サテライト）運営計画書（第6号様式）を添付して提出しなければならない。

- (1) 障害者グループホームの移転
 - (2) 障害者グループホームの定員又は運営形態の変更
 - (3) 障害者グループホームに関する名称等の変更
 - (4) サテライト型住居の追加・変更
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第5号に規定する運営委員会が設置、運営する障害者グループホームについては、運営委員会が市社協と協議し、市社協が障害者グループホーム設置運営変更申請書により市長の承認を受けなければならない。

(変更承認)

第13条 市長は、前条により申請書の提出を受けたときは、これを審査し、障害者グループホーム設置運営変更承認（不承認）通知（第7号様式）により、変更の承認及び不承認を行うものとする。

(廃止届)

第14条 設置運営主体は障害者グループホームを廃止する場合には、あらかじめ障害者グループホーム廃止届（第8号様式）により、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第5号に規定する運営委員会が設置、運営する障害者グループホームについては、運営委員会が市社協と協議し、市社協が障害者グループホーム廃止届により、市長の承認を受けなければならない。

(廃止受理)

第15条 市長は、前条により届けの提出がされたときは、これを審査し、障害者グループホーム廃止受理（不受理）通知（第9号様式）により、廃止の受理及び不受理を行うものとする。

(援護の実施者)

- 第 16 条 指定障害者グループホームの入居に関する援護は、原則として、入居者が当該グループホームに入居する前に居住地を有していた区の福祉保健センター長が行うものとする。
- 前項以外の障害者グループホームの入居に関する援護は、当該グループホームの所在地を管轄する区の福祉保健センター長が行うものとする。
 - 前 2 項の規定のほか、市外に居住地を有する入居者については、当該居住地を管轄する都道府県、市町村が行うものとする。

(利用の決定)

- 第 17 条 第 3 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する指定障害者グループホームへの入居を希望する場合は、総合支援法における共同生活援助制度による。
- 第 3 条第 1 項第 5 号に規定する障害者グループホームについては、別途市社協の定めるところによる。

(入居者及び世話人の費用負担)

- 第 18 条 家賃、食材料費、光熱水費、日用品費及びその他入居者に負担させることが適当と認められる経費については、入居者の収入、世話人の援助の形態等を勘案して設置運営主体が定め、入居者及び世話人が負担するものとする。

(人権擁護)

- 第 19 条 設置運営主体は、障害者グループホームの運営に際して、入居者への虐待や人権侵害等が行われることがないように細心の注意を払わなければならない。

(運営状況等の報告等)

- 第 20 条 市長は、障害者グループホームの運営法人又は市社協に対し、必要に応じ運営状況等の報告を求め、又は調査することができる。

(補助金等交付要綱)

- 第 21 条 障害者グループホームの設置、運営に係る補助金の交付については、別に定める。

(その他)

- 第 22 条 この要綱に規定のない事項については、健康福祉局長が定める。

附 則

- この要綱は、昭和 60 年 8 月 1 日から施行する。
- 横浜市精神薄弱者通勤ホーム及び精神薄弱者福祉ホーム運営要綱(昭和 53 年 10 月 1 日施行)は、廃止する。
- 横浜市精神薄弱者通勤ホーム設置費補助金交付要綱(昭和 58 年 3 月 1 日施行)は廃止する。
- この要綱により廃止される前の横浜市精神薄弱者通勤ホーム及び精神薄弱者福祉ホーム運営要綱、横浜市精神薄弱者通勤ホーム設置費補助金交付要綱の規定に基づき設置されている精神薄弱者通勤ホームは、昭和 60 年 4 月 1 日をもってこの要綱の規定に基づくグループホーム B 型とみなし、第 1 総則 9 補助金等の交付に関する規定は、同日から適用する。
- この要綱の施行前にこの要綱により廃止される前の横浜市精神薄弱者通勤ホーム及び精神薄弱者福祉ホーム運営要綱、横浜市精神薄弱者通勤ホーム設置費補助金交付要綱の規定に基づき設置されている精神薄弱者通勤ホームに対し、同要綱の規定に基づき支給された交付金は、この要綱の規定に基づく交付金の内払とみなす。
- グループホーム A 型については、昭和 62 年 3 月 31 日までを試行期間とする。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 グループホーム A 型については、当分の間試行期間とする。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表はこれを廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 グループホーム A 型の試行期間については、平成 5 年 3 月 31 日をもって終了する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条第 6 項に規定する床面積については、すでに設置されているもので要件に満たないものがある場合に限り、当分の間猶予期間を設ける。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 8 月 10 日から施行する。但し、第 2 条第 2 項第 5 号及び第 6 号、第 2 条第 3 項第 2 号の規定については平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 経過措置

次の各号に該当するものは、要綱第 2 条第 2 項に規定する 3 年以上の事業実績に係る規定を適用しない。

- (1) 平成 21 年 3 月 31 日までに、横浜市から新設グループホーム設置に係る内示を受けている法人
- (2) 平成 21 年 3 月 31 日までに、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センターにて運営委員会による新設グループホームの設置に係る相談及び指導を受けている者

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 7 日から施行する。

（協議先）横浜市 長

郵便番号

所在地

法人等名称

役職及び
代表者氏名

印

障害者グループホーム設置協議書

障害者グループホームの設置について、次のとおり協議します。

バックアップ施設 または運営委員会	名 称	
	所 在 地	
障害者 グループホーム	名 称	
	所 在 地	〒 (市街化区域・市街化調整区域)
	入 居 定 員	人
	夜 間 体 制	I：夜勤・II：宿直・III：緊急連絡体制
	設 置 予 定 日	年 月 日

（添付書類）

- 1 障害者グループホーム運営計画書（第2号様式）
- 2 障害者グループホーム設置予算書（第3号様式）
- 3 建物の登記簿謄本の写しまたは賃貸契約書の写し
- 4 建物の平面図（各室の用途及び面積を明記のこと）、立面図及び配置図
- 5 近隣の地図
- 6 運営委員会名簿（運営委員会運営の場合）
- 7 消防設備検査関係書類
- 8 新規設置意向の承認通知の写し
- 9 その他関係書類

担 当
連絡先
書類送付先（〒 ー ）

年度障害者グループホーム運営計画書

名称				定員	人
所在地				家賃 ※1	円
建物形態（いずれかを選択）		<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他（ ）			
消防設備（該当設備を選択）		<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> スプリンクラー ※2 <input type="checkbox"/> 火災通報装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
入居（予定）者氏名	受給者証番号	障害者手帳	入居者の家賃 ※3	援護の実施機関	入居（予定）日
生年月日	障害支援区分		日中活動先	横浜市外からの補助 （ある場合「市外」と記入） ※4	退去（予定）日
①		愛の手帳 （療育手帳） 身障手帳 級 精神手帳 級	円		入 年 月 日 退 年 月 日
②		愛の手帳 （療育手帳） 身障手帳 級 精神手帳 級	円		入 年 月 日 退 年 月 日
③		愛の手帳 （療育手帳） 身障手帳 級 精神手帳 級	円		入 年 月 日 退 年 月 日
④		愛の手帳 （療育手帳） 身障手帳 級 精神手帳 級	円		入 年 月 日 退 年 月 日
⑤		愛の手帳 （療育手帳） 身障手帳 級 精神手帳 級	円		入 年 月 日 退 年 月 日
⑥		愛の手帳 （療育手帳） 身障手帳 級 精神手帳 級	円		入 年 月 日 退 年 月 日
⑦		愛の手帳 （療育手帳） 身障手帳 級 精神手帳 級	円		入 年 月 日 退 年 月 日
⑧		愛の手帳 （療育手帳） 身障手帳 級 精神手帳 級	円		入 年 月 日 退 年 月 日
⑨		愛の手帳 （療育手帳） 身障手帳 級 精神手帳 級	円		入 年 月 日 退 年 月 日
⑩		愛の手帳 （療育手帳） 身障手帳 級 精神手帳 級	円		入 年 月 日 退 年 月 日
バック アップ 施設	名称			法人等名	
	所在地			施設種別	
	連携内容				
備考					

※1：家賃とは、法人がグループホームの建物（又は土地）の貸主に支払う月額家賃。

※2：スプリンクラーは、区分4の入居者が定員の8割を超えた場合、必置

※3：入居（予定）者の家賃額は、法人負担の月額家賃から本市の家賃補助額を差し引き、定員数で除した額より大きい場合は備考欄又は別紙に算定根拠を記すこと

※4：横浜市以外の地方自治体から補助金（特定障害者特別給付費を除く。）を受けている場合、「市外」と記入

障害者グループホーム設置予算書

グループホーム名称 _____

収入の部

	項目	収入額	負担者
設置費・改修費			
	法人自己負担金		
合 計			

支出の部

※備考欄の数字は領収書等の番号

	項目	支出額	備 考
設置費	権利取得費		
	家屋改造費		
	施設整備費(国庫補助の場合)		
	初度調弁費		
合 計			

(※設置費等補助金を原資とするものだけを記載してください)

第 号
年 月 日

(団体名)
(代表者名)

横浜市長 印

障害者グループホーム設置承認（不承認）通知

年 月 日に協議のありました次の障害者グループホームの設置については、承認（不承認）とします。

1 対象グループホーム

バックアップ施設 または運営委員会	名 称	
	所 在 地	
障害者 グループホーム (本体)	名 称	
	所 在 地	〒 (市街化区域・市街化調整区域)
	入 居 定 員	人
	夜 間 体 制	I：夜勤・II：宿直・III：緊急連絡体制
	設 置 承 認 日	年 月 日

2 承認条件

- (1) 横浜市障害者グループホーム設置運営要綱に基づき、適切な運営をしてください。
適切な運営がなされない場合は、承認を取り消すことがあります。
- (2) 上記1の内容及びその他運営に関する変更をする場合には、あらかじめ変更申請をし、市長の承認を受けてください。

担 当
連 絡 先

年 月 日

（申請先） 横 浜 市 長

郵便番号

所 在 地

法人等名称

役職及び
代表者氏名

印

障害者グループホーム設置運営変更申請書

障害者グループホームの設置運営の変更について、次のとおり申請します。

グループホーム名称	※ホーム名称変更の場合、旧名称 ※サテライト追加の場合、本体ホーム名称	
設 置 年 月 日	年	月 日
予 定 年 月 日	年	月 日
同一建物内の他障害者グループホーム	<input type="checkbox"/> 有 (他障害者グループホーム名： 定員： 人) <input type="checkbox"/> 無	
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
<input type="checkbox"/> ホーム名称 <input type="checkbox"/> ホーム住所 <input type="checkbox"/> 定員 <input type="checkbox"/> 運営体制 <input type="checkbox"/> サテライト (名称・住所・空室確保の有無) <input type="checkbox"/> 運営の休止 <input type="checkbox"/> その他 ()		
変 更 理 由		

(添付書類)

- 1 登記簿謄本の写しまたは賃貸契約書の写し（建物変更及びサテライト追加の場合）
- 2 建物の平面図（各室の用途及び面積を明記）（建物変更または定員変更並びにサテライト追加の場合）、立面図及び配置図（建物変更の場合）
- 3 本体住居の空室を確保する場合は、平面図上に空室箇所を明記（サテライト追加の場合）
- 4 消防設備検査関係書類（建物変更及びサテライト追加の場合）
- 5 設置予定サテライトの周辺地図（サテライト追加の場合）
- 6 運営計画書（サテライト）（第6号様式）（サテライト追加の場合）
- 7 その他、変更承認に必要な書類

担 当
連絡先
書類送付先 (〒 -)

名称		定員	人
所在地		家賃 ※2	円
本体住居からの距離・時間	メートル 分		
建物形態（いずれかを選択）	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他（ ）		
消防設備（該当設備を選択）	<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> スプリンクラー <input type="checkbox"/> 火災通報装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
入居（予定）者氏名	受給者証番号	障害者手帳	入居者の家賃 ※3
生年月日	障害支援区分		日中活動先
		愛の手帳 (療育手帳)	円
		身障手帳 級 精神手帳 級	
			入 年 月 日
			退 年 月 日
①	入居（予定）者のサテライト型 住居入居前の居住地 ※5	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> グループホーム名称（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） 住所：	
②	利用者の単身生活への意欲及び 生活状況		
③	単身生活に向けた課題及び課題 解決に向けた支援方針等 ※6		
④	本体グループホームからの支援 の内容（食事提供・巡回頻度など）		
備考			

※1：この様式は、入居者1名ごとに作成すること。

※2：家賃とは、法人がグループホームの建物（又は土地）の貸主に支払う月額家賃。

※3：入居（予定）者の家賃は、法人負担の月額家賃から本市の家賃補助額を差し引き、定員数で除した額より大きい場合は備考欄又は別紙に算定根拠を記すこと。

※4：横浜市以外の地方自治体から補助金（特定障害者特別給付費を除く。）を受けている場合、「市外」と記入

※5：①「居住地」は、設置運営要綱第7条第2項に基づき記載すること。

※6：③「支援方針」は、生活支援や余暇支援等を中心に記載すること。加えて、金銭管理や服薬管理が必要な者の場合、自己管理を行えるようにするための支援等について記載すること。また、必要に応じて日中活動先等との連携についても触れること。

第 号
年 月 日

（団体名）

（代表者名）

横浜市長 印

障害者グループホーム設置運営変更承認（不承認）通知

年 月 日に協議のありました次の障害者グループホームの変更については、承認（不承認）とします。変更後の承認内容は、次のとおりです。

1 変更内容

(1) 対象グループホーム

(2) 変更内容

変更項目

変更前

変更後

(3) 変更承認日

2 承認条件

(1) 横浜市障害者グループホーム設置運営要綱に基づき、適切な運営をしてください。

適切な運営がなされない場合は、承認を取り消すことがあります。

(2) 上記1の内容及びその他運営に関しての変更をする場合には、あらかじめ変更申請をし、市長の承認を受けてください。

担 当

連絡先

年 月 日

（申請先）横 浜 市 長

郵便番号

所 在 地

法人等名称

役職及び
代表者氏名

印

障害者グループホーム設置運営廃止届

障害者グループホームの設置運営の廃止について、次のとおり届出します。

グループホーム名称	
グループホーム住所	
定 員	名
設 置 年 月 日	年 月 日
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 理 由	

（添付書類）

- 1 廃止とする旨の法人の議決が確認できる書類等（議事録等）
- 2 現利用者の今後の処遇に関する書類
- 3 その他、廃止受理に必要な書類

担 当
連絡先
書類送付先 （〒 ー ）

第 号
年 月 日

(団体名)

(代表者名)

横浜市長 印

障害者グループホーム廃止受理（不受理）通知

年 月 日に届出のありました次の障害者グループホームの廃止について、受理（不受理）します。内容は、次のとおりです。

1 内容

グループホーム名称	
グループホーム住所	
定 員	名
設 置 年 月 日	年 月 日
廃 止 年 月 日	年 月 日
備 考	

2 その他

- (1) 横浜市障害者グループホーム設置運営費補助要綱第23条第2項に基づき、補助金により取得した権利及び物品の処分については、市長と別途協議のうえ、指示に従うこと。
- (2) 前項のために、別途必要書類等の提出を行うこと。

担 当
連絡先

横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱

制定 令和3年3月10日 健障サ第3980号（局長決裁）

最近改正 令和5年4月1日 健障サ第3200号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者グループホームの設置等に要する経費に対し、予算の範囲内において行う補助金の交付について、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）、社会福祉法（昭和35年法律第45号）第58条及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号）に定めるもののほか、この要綱の定めによるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

（補助事業者の範囲）

第3条 この要綱における補助事業者は、横浜市障害者グループホーム設置運営要綱（以下「設置運営要綱」という。）第6条第1項に定める設置承認を受けている障害者グループホームを運営するものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助事業者等への補助額の算定方法及び補助対象となる経費は次の各号による。

- (1) 障害者グループホームの設置に係る補助金（以下「設置費補助金」という。）については別表1の定めによる。
 - (2) 障害者グループホームの改修に係る補助金（以下「改修費補助金」という。）については別表2の定めによる。
なお、設置費補助金及び改修費補助金を総称する場合、「設置費等補助金」とする。
- 2 設置費補助金は、障害者グループホームを新規に設置する場合に限り交付する。ただし、法令改正等やむを得ない事情で移転が必要となる障害者グループホームで、市長が必要と認めるときは、この限りではない。
- 3 改修費補助金は、やむを得ない事情で改修が必要となる障害者グループホームで、市長が必要と認める場合に限り交付する。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象経費の費用が確定後、速やかに障害者グループホーム設置費等補助金交付申請書兼実績

報告書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 運営状況報告書（第2号様式）（サテライト型住居は、運営状況報告書（第2号様式の2））
 - (2) 収支決算書（第3号様式）
 - (3) 直近の決算書及び財産目録その他税務申告書一式
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、申請内容に応じて、次の各号のうち該当するものを障害者グループホーム設置費等補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に添付するものとする。
- (1) 建物の権利取得費を補助対象経費とする場合 建物の賃貸借契約書、権利取得に要した費用の記載された書類及びその領収書の写し
 - (2) 建物の建築費を補助対象経費とする場合 建物の建築に要した費用の内訳が記載された書類及びその領収書の写し
 - (3) 家屋改造費を補助対象経費とする場合 家屋改造に要した費用の内訳が記載された書類、その領収書の写し及び家屋改造をした箇所の図面
 - (4) スプリンクラー設置費を補助対象経費とする場合 スプリンクラーの設置に要した費用の内訳が記載された書類、その領収書の写し、スプリンクラー設置箇所の図面及び消防設備関係書類
 - (5) 初度調弁費を補助対象経費とする場合 当該初度調弁費にかかる物品（1品目3000円未満の物品を除く。）の領収書の写し
 - (6) 1件の金額が100万円以上の費用を補助対象経費とする場合 2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し（市内事業者が、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者の場合は、一般競争入札有資格者名簿の写し）
 - (7) 別表1の設置費補助金(2)、(3)又は(4)を申請する場合 障害者グループホーム設置事業計画書（第4号様式）、工事内訳書、仕様書、配置図、平面図、立面図、各室面積表、工程表、当該工事に係る収支決算書、法人の定款、法人の役員名簿等のうち、市長が必要と認める書類
- 3 第1項の規定にかかわらず、申請者は、事業内容及び設置時期等にやむを得ない事情がある場合は、補助対象経費の費用の確定前に障害者グループホーム設置費等補助金交付申請書（第1号様式の2）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。
- (1) 運営計画書（第5号様式）（サテライト型住居は、運営計画書（第5号様式の2））
 - (2) 収支予算書（第3号様式の2）
 - (3) 直近の決算書及び財産目録その他税務申告書一式

- (4) その他市長が必要と認める書類
- 4 申請者は、申請内容に応じて、次の各号のうち該当するものを障害者グループホーム設置費等補助金交付申請書（第1号様式の2）に添付するものとする。
- (1) 建物の権利取得費を補助対象経費とする場合 建物の賃貸借契約書及び権利取得に係る書類の写し
 - (2) 建物の建築費を補助対象経費とする場合 建物の建築に要する費用の内訳が記載された書類
 - (3) 家屋改造費を補助対象経費とする場合 家屋改造に要する費用の内訳が記載された書類及び家屋改造をする箇所の図面
 - (4) スプリンクラー設置費を補助対象経費とする場合 スプリンクラーの設置に要する費用の内訳が記載された書類及びスプリンクラー設置箇所の図面
 - (5) 初度調弁費を補助対象経費とする場合 当該初度調弁費にかかる物品（1品目3000円未満の物品を除く。）の見積書又はこれに類する書類
 - (6) 1件の金額が100万円以上の費用を補助対象経費とする場合 2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し（市内事業者が、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者の場合は、一般競争入札有資格者名簿の写し）
 - (7) 別表1の設置費補助金(2)、(3)又は(4)を申請する場合 障害者グループホーム設置事業計画書（第4号様式）、工事内訳書、仕様書、配置図、平面図、立面図、各室面積表、工程表、当該工事に係る収支予算書、法人の定款、法人の役員名簿等のうち、市長が必要と認める書類

（交付決定）

- 第6条 市長は、第5条第1項の障害者グループホーム設置費等補助金交付申請書兼実績報告書を受領したときは、その内容について審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助事業の目的及び内容を適正と認めた場合には、交付すべき補助金の額を確定し、障害者グループホーム設置費等補助金交付決定兼交付額確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。
- 2 市長は、第5条第3項の障害者グループホーム設置費等補助金交付申請書を受領したときは、その内容について審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助事業の目的及び内容を適正と認めた場合には、障害者グループホーム設置費等補助金交付決定通知書（第6号様式の2）により通知するものとする。
- 3 第1項又は前項において、交付申請の内容の一部が適正ではないと認められる場合には、減額して交付を決定することができる。
- 4 市長は、第1項又は第2項の調査の結果により、補助金の全部を交付しないことと決定したときは、申請者に対し、障害者グループホーム設置費等補助金不交付決定通

知書（第7号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、前条第1項又は第2項の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 申請者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 申請者は、当該申請以前に第6条第2項に基づく補助金の交付決定を受けたことがある場合は、補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了していないときを除き、その補助事業に係る第14条第1項の報告を完了していなければならない。
- (3) 申請者は、補助事業を中止又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（変更の申請）

第8条 申請者は、第5条第3項で申請した事項の変更をしようとするときは、あらかじめ障害者グループホーム設置費等補助金交付額変更承認申請書（第8号様式）に、障害者グループホーム設置費等補助金交付決定通知書の写し及び変更する事項に係る書類を添えて、市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

（変更の承認通知）

第9条 市長は、前条の申請を適当であると認めるときは、障害者グループホーム設置費等補助金交付額変更承認通知書（第9号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、第7条第1項第1号及び第3号に定める条件を付するものとする。
- 3 市長は、前条の申請内容を調査した結果、変更を承認しないことと決定したときは、障害者グループホーム設置費等補助金交付額変更不承認通知書（第10号様式）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 申請者は、第6条第1項の障害者グループホーム設置費等補助金交付決定兼交付額確定通知書又は第6条第2項の障害者グループホーム設置費等補助金交付決定通知書の交付を受けた場合において、当該決定通知書に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して30日以内に、障害者グループホーム設置費等補助金交付申請取下げ書（第11号様式）に、当該決定通知書の写しを添えて提出することにより、申

請の取下げをすることができる。ただし、当該補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときは、取り下げることができない。

(補助事業の遂行)

第 11 条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

2 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告)

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、補助事業者から報告を求めることができる。

(補助事業の遂行等の指示)

第 13 条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

2 市長は、補助事業者が前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を指示するものとする。

(実績報告)

第 14 条 第 6 条第 2 項の交付決定及び第 9 条第 1 項の変更承認を受けた補助事業者は、補助事業が完了後、速やかに障害者グループホーム設置費等補助金実績報告書（第 12 号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 運営状況報告書（第 2 号様式）（サテライト型住居は、運営状況報告書（第 2 号様式の 2））

(2) 収支決算書（第 3 号様式）

(3) 合計残高試算表その他これに類するもの

(4) 障害者グループホーム設置費等補助金交付決定通知書の写し

(5) 障害者グループホーム設置費等補助金交付額変更承認通知書の写し（第 9 条第 1 項の障害者グループホーム設置費等補助金交付額変更承認通知書の交付を受けた場合に限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、申請内容に応じて、次の各号のうち該当するものを障害者グループホーム設置費等補助金実績報告書（第 12 号様式）に添付するものとする。

(1) 建物の権利取得費を補助対象経費とした場合 建物の賃貸借契約書、権利取得に要した費用の内訳が記載された書類及びその領収書の写し

- (2) 建物の建築費を補助対象経費とした場合 建物の建築に要した費用の記載された書類及びその領収書の写し
 - (3) 家屋改造費を補助対象経費とした場合 家屋改造に要した費用の内訳が記載された書類、その領収書の写し及び家屋改造をした箇所の図面
 - (4) スプリンクラー設置費を補助対象経費とした場合 スプリンクラーの設置に要した費用の内訳が記載された書類、その領収書の写し、スプリンクラー設置箇所の図面及び消防設備関係書類
 - (5) 初度調弁費を補助対象経費とした場合 当該初度調弁費にかかる物品（1品目3000円未満の物品を除く。）の領収書の写し
 - (6) 1件の金額が100万円以上の費用を補助対象経費とする場合 2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し（市内事業者が、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者の場合は、一般競争入札有資格者名簿の写し）
 - (7) 別表1の設置費補助金(2)、(3)又は(4)について報告を行う場合 障害者グループホーム設置事業実績報告書（第13号様式）、工事内訳書、仕様書、配置図、平面図、立面図、各室面積表、工程表、当該工事に係る収支決算書、法人の定款、法人の役員名簿等のうち、市長が必要と認める書類
- 3 補助金規則第5条第1項の交付申請とともに、補助金規則第14条第1項の実績報告をしようとする者は、第5条第1項の規定に基づき、障害者グループホーム設置費等補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に、第5条第2項に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、障害者グループホーム設置費等補助金交付額確定通知書（第14号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項に基づく障害者グループホーム設置費等補助金交付申請書兼実績報告書を受けた場合においては、第6条第1項に基づき、障害者グループホーム設置費等補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

（是正のための措置）

第16条 市長は、第14条第1項又は第3項の規定による報告を受けた場合において、

その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示するものとする。

(交付の時期)

第 17 条 補助金は、第 6 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付するものとする。

- 2 市長が、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業者が補助事業を実施できないと認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(交付の請求)

第 18 条 第 6 条第 1 項の障害者グループホーム設置費等補助金交付決定兼交付額確定通知書又は第 15 条第 1 項の障害者グループホーム設置費等補助金交付額確定通知書の交付を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、障害者グループホーム設置費等補助金交付請求書（第 15 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、前条第 2 項により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けようとする場合について準用する。
- 3 市長は、前項の請求があった場合は、概算払いで交付するものとする。

(決定の取消し)

第 19 条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の他の用途への使用をしたとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) その他法令、条例、規則、設置運営要綱又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 市長は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、当該補助事業者に対し、障害者グループホーム設置費等補助金交付決定取消通知書（第 16 号様式）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 20 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取

消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 21 条 補助事業者は、第 19 条第 1 項の規定による取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領した日において受領されたものとする。

- 3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

- 4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第 22 条 補助金の返還を命ぜられた補助事業者が、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合、市長は、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産処分の制限)

第 23 条 補助金の交付を受けた後 5 年以内に、障害者グループホームの移転、廃止又は運営主体の変更をする場合は、原則として第 6 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の規定により確定した補助金をすべて返還するものとする。

- 2 補助金の交付を受けて 5 年を超えた後に、障害者グループホームの移転、廃止又は運営主体の変更をする場合は、補助金により取得した権利、設備及び物品の処分につ

いて市長と協議し、その指示に従わなければならない。ただし、事業の用により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の権利、設備及び物品に限る。

(関係書類の整備)

第 24 条 補助事業者は、障害者グループホーム設置費等補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等並びに領収書等の書類を整備し、10 年間保存しておくなければならない。

(調査又は報告)

第 25 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 26 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第 17 号様式)に、次の各号で定める書類を添えて、速やかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類(第 17 号様式別紙 1)
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し
 - (4) 障害者グループホーム設置費等補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書の写し又は障害者グループホーム設置費等補助金交付額確定通知書の写し
- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。補助事業者は、市長の返還命令を受けて当該仕入控除税額を返還しなければならない。

(委任)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、障害者グループホーム設置費等補助金の交付に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第4条第1項第1号）

○設置費補助金(1)（※1）

補助項目	補助上限額 (円)	算定方法	補助対象
初度調弁費	500,000	当該経費の実支出額と補助上限額のうち、少ない方の額	入居者が共用する家具・家電、什器、入居者の支援に資する備品等 ※2
整備費 ※3 (スプリンクラーなし)	3,000,000		権利取得費、家屋改造費
整備費 ※3 (スプリンクラーあり)	4,000,000		権利取得費、家屋改造費、スプリンクラー設置費

○設置費補助金(2)（※1）（既存の賃貸物件のうち、国庫補助金の補助対象となった場合のみ。国の内示後に申請）

補助項目	補助上限額 (円)	算定方法	補助対象
初度調弁費	500,000	法人が実支出額の1/4以上を負担した場合には、実支出額から法人の負担額を差し引いた額と補助上限額のうち、少ない方の額	入居者が共用する家具・什器、入居者の支援に資する備品等 ※2
権利取得費	1,000,000		権利取得費
施設整備費 ※3 (スプリンクラーなし)	3,000,000		国庫補助金の対象となる施設整備費
施設整備費 ※3 (スプリンクラーあり)	4,000,000		国庫補助金の対象となる施設整備費、スプリンクラー設置費

○設置費補助金(3) (※1) (法人所有物件のうち、国庫補助金(新築)の補助対象となった場合のみ。国の内示後に申請)

補助項目	補助上限額 (円)	算定方法	補助対象
初度調弁費	500,000	法人が実支出額の1/4以上を負担した場合には、実支出額から法人の負担額を差し引いた額と補助上限額のうち、少ない方の額	入居者が共用する家具・什器、入居者の支援に資する備品等 ※2
施設整備費	9,000,000	法人が実支出額の1/4以上を負担した場合には、実支出額から法人の負担額を差し引いた額と補助上限額のうち、少ない方の額	国庫補助金の対象となる施設整備費

○設置費補助金(4) (※1) (法人所有物件のうち、国庫補助金(改修)の補助対象となった場合のみ。国の内示後に申請)

補助項目	補助上限額 (円)	算定方法	補助対象
初度調弁費	500,000	法人が実支出額の1/4以上を負担した場合には、実支出額から法人の負担額を差し引いた額と補助上限額のうち、少ない方の額	入居者が共用する家具・什器、入居者の支援に資する備品等 ※2
施設整備費	4,000,000	法人が実支出額の1/4以上を負担した場合には、実支出額から法人の負担額を差し引いた額と補助上限額のうち、少ない方の額	国庫補助金の対象となる施設整備費

※1：設置費補助金の申請は、補助事業1件ごとに、設置費補助金(1)、(2)、(3)又は(4)のうち、いずれか一つのみ可能。

※2：1品目(単価)3,000円(税込)未満のものを除く。

※3：整備費および施設整備費は、スプリンクラーなし又はスプリンクラーあり(事業者がスプリンクラーを設置する場合に限る。)のうち、いずれか一つのみ対象。

別表2（第4条第1項第2号）

○改修費補助金

補助金	補助上限額 (円)	算定方法	補助対象
改修費補助金	2,000,000	当該経費の実支出額と 補助上限額のうち、少 ない方の額	障害者グループホ ームの共用部分 (※4)における バリアフリー工事 費 (※5)

※4：共用部分には、入居者の居室及び事業者の専用スペースは含まないものとする。

※5：1件300,000円未満のものを除く。

(提出先) 横浜市長

郵便番号

所在地

法人名

役職及び
代表者氏名

障害者グループホーム設置費等補助金
交付申請書兼実績報告書

障害者グループホーム設置費等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱を遵守します。

1 グループホームの名称及び設置日

名 称	
設 置 日	

2 申請額

申 請 額	円	(補助金種別 :)
-------	---	-------------

(申請額内訳)

設置費補助金(1)

経 費 区 分	設 置 経 費	申 請 額
権 利 取 得 費	円	円
家 屋 改 造 費	円	円
初 度 調 弁 費	円	円
合 計	円	円

設置費補助金(2)、(3)又は(4)

(1) 国庫補助申請時の施設名 ()

(2) 補助項目 創設 ・ 改修 (いずれかを選択)

経 費 区 分	設 置 経 費	申 請 額
施 設 整 備 費	円	円
初 度 調 弁 費	円	円
合 計	円	円

改修費補助金

経 費 区 分	設 置 経 費	申 請 額
改 修 費	円	円

担 当 者
連 絡 先
書 類 送 付 先
(〒 -)

3 添付書類（(5)から(11)は該当する場合に添付する。）

- (1) 運営状況報告書（第2号様式）
（サテライト型住居は、運営状況報告書（第2号様式の2））
- (2) 収支決算書（第3号様式）
- (3) 直近の決算書及び財産目録その他税務申告書類一式
- (4) その他市長が必要と認める書類
- (5) 建物の権利取得費を補助対象経費とする場合
建物の賃貸借契約書、権利取得に要した費用の記載された書類及びその領収書の写し
- (6) 建物の建築費を補助対象経費とする場合
建物の建築に要した費用の内訳が記載された書類及びその領収書の写し
- (7) 家屋改造費を補助対象経費とする場合
家屋改造に要した費用の内訳が記載された書類、その領収書の写し及び家屋改造をした箇所の図面
- (8) スプリンクラー設置費を補助対象経費とする場合 スプリンクラーの設置に要した費用の内訳が記載された書類、その領収書の写し、スプリンクラー設置箇所の図面及び消防設備関係書類
- (9) 初度調弁費を補助対象経費とする場合 当該初度調弁費にかかる物品（1品目3000円未満の物品を除く。）の領収書の写し
- (10) 1件の金額が100万円以上の費用を補助対象経費とする場合
2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し（市内事業者が、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者の場合は、一般競争入札有資格者名簿の写し）
- (11) 別表1の設置費補助金(2)、(3)又は(4)を申請する場合は、障害者グループホーム設置事業計画書（第4号様式）、工事内訳書、仕様書、配置図、平面図、立面図、各室面積表、工程表、当該工事に係る収支決算書、法人の定款、法人の役員名簿等のうち、市長が必要と認める書類

（提出先） 横 浜 市 長

郵便番号

所在地

法人名

役職及び
代表者氏名

障害者グループホーム設置費等補助金 交付申請書

障害者グループホーム設置費等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱を遵守します

1 グループホームの名称及び設置日

名 称	
設 置 日	

2 申請額

申 請 額	円	（補助金種別： ）
-------	---	-----------

（申請額内訳）

設置費補助金(1)

経 費 区 分	設 置 経 費	申 請 額
権 利 取 得 費	円	円
家 屋 改 造 費	円	円
初 度 調 弁 費	円	円
合 計	円	円

設置費補助金(2)、(3)又は(4)

(1) 国庫補助申請時の施設名 ()

(2) 補助項目 創設 ・ 改修 (いずれかを選択)

経 費 区 分	設 置 経 費	申 請 額
施 設 整 備 費	円	円
初 度 調 弁 費	円	円
合 計	円	円

改修費補助金

経 費 区 分	設 置 経 費	申 請 額
改 修 費	円	円

担 当 者
連 絡 先
書 類 送 付 先
(〒 -)

3 添付書類（(5)から(11)は該当する場合に添付する。）

- (1) 運営計画書（第5号様式）（サテライト型住居は、運営計画書（第5号様式の2））
- (2) 収支予算書（第3号様式の2）
- (3) 直近の決算書及び財産目録その他税務申告書一式
- (4) その他市長が必要と認める書類
- (5) 建物の権利取得費を補助対象経費とする場合
建物の賃貸借契約書及び権利取得に係る書類の写し
- (6) 建物の建築費を補助対象経費とする場合
建物の建築に要する費用の内訳が記載された書類
- (7) 家屋改造費を補助対象経費とする場合
家屋改造費に要する費用の内訳が記載された書類及び家屋改造をする箇所の図面
- (8) スプリンクラー設置費を補助対象経費とする場合
スプリンクラーの設置に要する費用の内訳が記載された書類及びスプリンクラー設置箇所の図面
- (9) 初度調弁費を補助対象経費とする場合
当該初度調弁費にかかる物品（1品目3000円未満の物品を除く。）の見積書又はこれに類する書類
- (10) 1件の金額が100万円以上の費用を補助対象経費とする場合
2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し（市内事業者が、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者の場合は、一般競争入札有資格者名簿の写し）
- (11) 別表1の設置費補助金(2)、(3)又は(4)を申請する場合は、障害者グループホーム設置事業計画書（第4号様式）、工事内訳書、仕様書、配置図、平面図、立面図、各室面積表、工程表、当該工事に係る収支予算書、法人の定款、法人の役員名簿等のうち、市長が必要と認める書類

運営状況報告書

名称				定員	人
所在地				建物借上加算 ※1	円
建物形態（いずれかを選択）		<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他（ ）			
消防設備（該当設備を選択）		<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> スプリンクラー ※2 <input type="checkbox"/> 火災通報装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
入居（予定）者氏名	受給者証番号	障害者手帳	入居者の家賃 ※3	援護の実施機関	入居（予定）日
生年月日	障害支援区分		日中活動先	横浜市外からの補助 （ある場合「市外」と記入） ※4	退去（予定）日
①		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級 精神手帳 級			退 年 月 日
②		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級 精神手帳 級			退 年 月 日
③		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級 精神手帳 級			退 年 月 日
④		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級 精神手帳 級			退 年 月 日
⑤		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級 精神手帳 級			退 年 月 日
⑥		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級 精神手帳 級			退 年 月 日
⑦		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級 精神手帳 級			退 年 月 日
⑧		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級 精神手帳 級			退 年 月 日
⑨		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級 精神手帳 級			退 年 月 日
⑩		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級 精神手帳 級			退 年 月 日
バックアップ施設	名称			法人等名	
	所在地			施設種別	
	連携内容				
備考					

- ※1：建物借上費とは、法人がグループホームの建物の貸主に支払う月額家賃。
- ※2：スプリンクラーは、区分4以上の入居者が定員の8割を超えた場合、必置。
- ※3：入居（予定）者の家賃額は、法人負担の月額家賃から、建物借上加算（1ホーム分）及び運営費補助金（建物借上補助）を差し引き、定員数で除した額より大きい場合は備考欄又は別紙に算定根拠を記すこと。
- ※4：横浜市以外の地方自治体から補助金（特定障害者特別給付費を除く。）を受けている場合、「市外」と記入。

運営状況報告書（サテライト）

※1

名称		定員		人	
所在地		建物借上費 ※2		円	
本体住居からの距離・時間	メートル			分	
建物形態（いずれかを選択）	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他（ ）				
消防設備（該当設備を選択）	<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> スプリンクラー <input type="checkbox"/> 火災通報装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
入居（予定）者氏名	受給者証番号	障害者手帳	入居者の家賃 ※3	援護の実施機関	入居（予定）日
生年月日	障害支援区分		日中活動先	横浜市外からの補助 （ある場合「市外」と記入） ※4	退去（予定）日
		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級 精神手帳 級			退 年 月 日
①	入居（予定）者のサテライト型住居入居前の居住地 ※5	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> グループホーム名称（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） 住所：			
②	利用者の単身生活への意欲及び生活状況				
③	単身生活に向けた課題及び課題解決に向けた支援方針等 ※6				
④	本体グループホームからの支援の内容（食事提供・巡回頻度など）				
備考					

- ※1：この様式は、入居者1名ごとに作成すること。
- ※2：建物借上費とは、法人がグループホームの建物の貸主に支払う月額家賃。
- ※3：入居（予定）者の家賃額は、法人負担の月額家賃から、建物借上加算（1ホーム分）及び運営費補助金（建物借上補助）を差し引き、定員数で除した額より大きい場合は備考欄又は別紙に算定根拠を記すこと。
- ※4：横浜市以外の地方自治体から補助金（特定障害者特別給付費を除く。）を受けている場合、「市外」と記入。
- ※5：①「居住地」は、設置運営要綱第7条第2項に基づき記載すること。
- ※6：③「支援方針」は、生活支援や余暇支援等を中心に記載すること。加えて、金銭管理や服薬管理が必要な者の場合、自己管理を行えるようにするための支援等について記載すること。また、必要に応じて日中活動先等との連携についても触れること。

収支決算書

グループホーム名	
----------	--

収入の部

	項目	収入額	負担者
設置費・改修費			
	法人自己負担金		
合 計			

支出の部

※備考欄の数字は領収書等の番号

	項目	支出額	備 考
設置費	権利取得費		
	家屋改造費		
	施設整備費(国庫補助の場合)		
改修費	初度調弁費		
	改修費(国庫補助の場合)		
合 計			

(※設置費等補助金を原資とするものだけを記載してください)

収支予算書

グループホーム名	
----------	--

収入の部

	項目	収入額	負担者
設置費・改修費			
	法人自己負担金		
合 計			

支出の部

※備考欄の数字は領収書等の番号

	項目	支出額	備 考
設置費	権利取得費		
	家屋改造費		
	施設整備費(国庫補助の場合)		
	初度調弁費		
改修費	改修費(国庫補助の場合)		
合 計			

(※設置費等補助金を原資とするものだけを記載してください)

障害者グループホーム設置事業計画書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入居定員

現在定員	増加定員	合計
名	名	名

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く）

(ア) 敷地面積	m ²		
(イ) 敷地の所有関係	自己所有地	・	借地
(ウ) 施設整備の区分	創設	・	改修
(エ) 建物の面積	建築面積	m ²	延面積 m ²
(オ) 建物の構造	造		階建

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積	建築面積	m ²	延面積 m ²
(イ) 建物の構造	造		階建
(ウ) 建設年月日	年	月	日
(エ) 補助金の区分			
(オ) 処分（取りこわし）年月日	年	月	日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積	建築面積	m ²	延面積 m ²
(イ) 建物の構造	造		階建

(2) 整備費内訳

ア 建築工事費	円
イ 設備工事費	円
ウ 工事監理費	円
エ 事務費	円
オ 合計	円

(3) 財源内訳

ア 国庫補助金	円
イ 横浜市補助金(市負担分)	円
ウ 市社協特定資金	円
エ 設置者負担金	円
(内訳) 自己資金	円
市社協振興資金	円
オ 合計	円

(4) 工事計画

ア 直営・請負の別 直営 ・ 請負
イ 契約年月日 年 月 日
ウ 着工年月日 年 月 日
エ 変更契約年月日 年 月 日
オ 竣工年月日 年 月 日
カ 事業開始年月日 年 月 日
キ 解体撤去工事関係
 (ア) 直営・請負の別 直営 ・ 請負
 (イ) 着工年月日 年 月 日
 (ウ) 完成年月日 年 月 日
ク 仮設施設工事関係
 (ア) 直営・請負・賃貸借の別 直営 ・ 請負 ・ 賃貸借
 (イ) 工事期間 年 月 日
 (ウ) 仮設施設の使用期間 年 か月

(5) その他参考事項

3 設備整備費に係る事業計画

(1) 事業の目的及び内容

品目	数量	規格	単価	金額	整備目的及び必要理由
スプリンクラー					
エレベーター					
合計					

(2) 財源内訳

ア 国庫補助金 円
イ 横浜市補助金(市負担分) 円
ウ 市社協特定資金 円
エ 設置者負担金 円
 (内訳) 自己資金 円
 市社協振興資金 円
オ 合計 円

運営計画書

名称				定員	人
所在地				建物借上費 ※1	円
建物形態（いずれかを選択）		<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他（ ）			
消防設備（該当設備を選択）		<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> スプリンクラー ※2 <input type="checkbox"/> 火災通報装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
入居（予定）者氏名	受給者証番号	障害者手帳	入居者の家賃 ※3	援護の実施機関	入居（予定）日
生年月日	障害支援区分		日中活動先	横浜市外からの補助 （ある場合「市外」と記入） ※4	退去（予定）日
①		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
②		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
③		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
④		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
⑤		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
⑥		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
⑦		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
⑧		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
⑨		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
⑩		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
バック アップ 施設	名称			法人等名	
	所在地			施設種別	
	連携内容				
備考					

- ※1：建物借上費とは、法人がグループホームの建物の貸主に支払う月額家賃。
- ※2：スプリンクラーは、区分4以上の入居者が定員の8割を超えた場合、必置。
- ※3：入居（予定）者の家賃額は、法人負担の月額家賃から、建物借上加算（1ホーム分）及び運営費補助金（建物借上補助）を差し引き、定員数で除した額より大きい場合は備考欄又は別紙に算定根拠を記すこと。
- ※4：横浜市以外の地方自治体から補助金（特定障害者特別給付費を除く。）を受けている場合、「市外」と記入。

運営計画書（サテライト） ※1

名称		定員	人
所在地		建物借上費 ※2	円
本体住居からの距離・時間	メートル		分
建物形態（いずれかを選択）	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他（ ）		
消防設備（該当設備を選択）	<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> スプリンクラー <input type="checkbox"/> 火災通報装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
入居（予定）者氏名	受給者証番号	障害者手帳	入居者の家賃 ※3
生年月日	障害支援区分	愛の手帳（療育手帳）	円
		身障手帳 級	
		精神手帳 級	
			入居（予定）日
			退去（予定）日
			入 年 月 日
			退 年 月 日
① 入居（予定）者のサテライト型住居入居前の居住地 ※5	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> グループホーム名称（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） 住所：		
② 利用者の単身生活への意欲及び生活状況			
③ 単身生活に向けた課題及び課題解決に向けた支援方針等 ※6			
④ 本体グループホームからの支援の内容（食事提供・巡回頻度など）			
備考			

※1：この様式は、入居者1名ごとに作成すること。

※2：建物借上費とは、法人がグループホームの建物の貸主に支払う月額家賃。

※3：入居（予定）者の家賃額は、法人負担の月額家賃から、建物借上加算（1ホーム分）及び運営費補助金（建物借上補助）を差し引き、定員数で除した額より大きい場合は備考欄又は別紙に算定根拠を記すこと。

※4：横浜市以外の地方自治体から補助金（特定障害者特別給付費を除く。）を受けている場合、「市外」と記入。

※5：①「居住地」は、設置運営要綱第7条第2項に基づき記載すること。

※6：③「支援方針」は、生活支援や余暇支援等を中心に記載すること。加えて、金銭管理や服薬管理が必要な者の場合、自己管理を行えるようにするための支援等について記載すること。また、必要に応じて日中活動先等との連携についても触れること。

第 号
年 月 日

（法人名）

（代表者名）

横浜市長 印

障害者グループホーム設置費等補助金 交付決定兼交付額確定通知書

年 月 日に申請のありました 年度障害者グループホーム設置費等補助金については、次の条件をつけて交付します。

1 交付決定の内容

- (1) 交付決定額
- (2) 交付予定時期

2 対象グループホーム

3 交付条件

- (1) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けてください。
- (2) 当該申請以前に第6条第2項に基づく補助金の交付決定を受けたことがある場合は、補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了していないときを除き、その補助事業に係る第14条第1項の報告を完了してください。
- (3) 補助事業を中止又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (4) 横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱第18条第1項の交付の請求をする場合は、この通知書の写しを添付してください。
- (5) 補助金は障害者グループホーム設置費等補助事業のために使用し、他の事業に使用しないでください。
- (6) 剰余金が生じたときは、その残金を速やかに返還してください。
- (7) 横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱第19条第1項各号のいずれかに該当するときは、補助金の全額又は一部を返還していただきます。
- (8) 障害者グループホーム設置費等補助事業に関して収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支についての証拠書類は事業完了後10年間保存してください。なお、それらについて調査を行うことがあります。
- (9) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱の定めに従ってください。

担 当
連絡先

第 号
年 月 日

（法人名）

（代表者名）

横浜市長 印

障害者グループホーム設置費等補助金 交付決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度障害者グループホーム設置費等補助金については、次の条件をつけて交付します。

- 1 交付決定の内容
 - (1) 交付決定額
 - (2) 交付予定時期
- 2 対象グループホーム
- 3 交付条件
 - (1) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けてください。
 - (2) 当該申請以前に第6条第2項に基づく補助金の交付決定を受けたことがある場合は、補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了していないときを除き、その補助事業に係る第14条第1項の報告を完了してください。
 - (3) 補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けてください。
 - (4) やむを得ず事業に変更を生じたときには、市長の承認を得てください。
 - (5) 補助事業が完了したとき又は市の会計年度が終了したときは、直ちに実績報告書を提出してください。
 - (6) 横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱第18条第2項の交付の請求をする場合は、この通知書の写しを添付してください。
 - (7) 補助金は障害者グループホーム設置費等補助事業のために使用し、他の事業に使用しないでください。
 - (8) 剰余金が生じたときは、その残金を速やかに返還してください。
 - (9) 横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱第19条第1項各号のいずれかに該当するときは、補助金の全額又は一部を返還していただきます。
 - (10) 障害者グループホーム設置費等補助事業に関して収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支についての証拠書類は事業完了後10年間保存してください。なお、それらについて調査を行うことがあります。
 - (11) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱の定めに従ってください。

担 当
連絡先

年 月 日

（法人名）

（代表者名）

横浜市長 印

**障害者グループホーム設置費等補助金
不交付決定通知書**

年 月 日に申請のありました 年度障害者グループホーム設置費等補助金については、次の理由により、交付しないことと決定しましたので通知します。

- 1 申請額
- 2 対象グループホーム
- 3 不交付の理由

担 当
連絡先

(提出先) 横浜市 長

郵便番号

所在地

法人名

役職及び
代表者氏名障害者グループホーム設置費等補助金
交付額変更承認申請書

横浜市障害者グループホーム設置費等補助事業について、申請した事項の変更をして補助金の交付を受けたいので、別紙記載の関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱を遵守します。

1 グループホームの名称及び設置日

名 称	
設 置 日	

2 変更日及び変更内容（補助対象経費が変更となる年月日及び内容）

変 更 日	
変 更 内 容	

3 変更承認申請額（変更承認を申請する補助金の総額。既交付決定額を含む。）

変更承認申請額	円	（補助金種別： ）
---------	---	-----------

(内訳)

 設置費補助金(1)

経 費 区 分	設 置 経 費	変 更 承 認 申 請 額
権 利 取 得 費	円	円
家 屋 改 造 費	円	円
初 度 調 弁 費	円	円
合 計	円	円

 設置費補助金(2)、(3)又は(4)(1) 国庫補助申請時の施設名 ()
(2) 補助項目 創設 ・ 改修 (いずれかを選択)

経 費 区 分	設 置 経 費	変 更 承 認 申 請 額
施 設 整 備 費	円	円
初 度 調 弁 費	円	円
合 計	円	円

 改修費補助金

経 費 区 分	設 置 経 費	変 更 承 認 申 請 額
改 修 費	円	円

担 当 者
連 絡 先
書 類 送 付 先
(〒 -)

- 4 添付書類（(5)から(11)は該当する場合に添付する。）
- (1) 運営計画書（第5号様式）（サテライト型住居は、運営計画書（第5号様式の2））
 - (2) 収支予算書（第3号様式の2）
 - (3) 直近の決算書及び財産目録その他税務申告書一式
 - (4) その他市長が必要と認める書類
 - (5) 建物の権利取得費を補助対象経費とする場合
建物の賃貸借契約書及び権利取得に係る書類の写し
 - (6) 建物の建築費を補助対象経費とする場合
建物の建築に要する費用の内訳が記載された書類
 - (7) 家屋改造費を補助対象経費とする場合
家屋改造費に要する費用の内訳が記載された書類及び家屋改造をする箇所の図面
 - (8) スプリンクラー設置費を補助対象経費とする場合
スプリンクラーの設置に要する費用の内訳が記載された書類及びスプリンクラー設置箇所の図面
 - (9) 初度調弁費を補助対象経費とする場合
当該初度調弁費にかかる物品（1品目3000円未満の物品を除く。）の見積書又はこれに類する書類
 - (10) 1件の金額が100万円以上の費用を補助対象経費とする場合
2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し（市内事業者が、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者の場合は、一般競争入札有資格者名簿の写し）
 - (11) 別表1の設置費補助金(2)、(3)又は(4)を申請する場合は、障害者グループホーム設置事業計画書（第4号様式）、工事内訳書、仕様書、配置図、平面図、立面図、各室面積表、工程表、当該工事に係る収支予算書、法人の定款、法人の役員名簿等のうち、市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

（法人名）

（代表者名）

横浜市長 印

障害者グループホーム設置費等補助金 交付額変更承認通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した 年度障害者グループホーム設置費等補助金について、次のとおり交付額を変更しましたので、通知します。

- 1 変更を承認した内容
 - (1) 交付決定額
 - (2) 交付予定時期
- 2 対象グループホーム
- 3 交付条件
 - (1) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けてください。
 - (2) 補助事業を中止又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けてください。
 - (3) やむを得ず事業に変更を生じたときには、市長の承認を得てください。
 - (4) 補助事業が完了したとき又は市の会計年度が終了したときは、直ちに実績報告書を提出してください。
 - (5) 横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱第18条第2項の交付の請求をする場合は、この通知書の写しを添付してください。
 - (6) 補助金は障害者グループホーム設置費等補助事業のために使用し、他の事業に使用しないでください。
 - (7) 剰余金が生じたときは、その残金を速やかに返還してください。
 - (8) 横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱第19条第1項各号のいずれかに該当するときは、補助金の全額又は一部を返還していただきます。
 - (9) 障害者グループホーム設置費等補助事業に関して収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支についての証拠書類は事業完了後10年間保存してください。なお、それらについて調査を行うことがあります。
 - (10) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱の定めに従ってください。

担 当
連絡先

年 第 月 号 日

(法人名)
(代表者名)

横浜市長 印

**障害者グループホーム設置費等補助金
交付額変更不承認通知書**

年 月 日に申請のありました 年度障害者グループホーム設置費等補助金については、次の理由により、変更を承認しないことと決定しましたので、通知します。

- 1 変更承認申請額
- 2 対象グループホーム
- 3 不承認の理由

担 当
連絡先

（提出先） 横 浜 市 長

郵便番号

所在地

法人名

役職及び
代表者氏名

**障害者グループホーム設置費等補助金
交付申請取下げ書**

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた 年度障害者グループ
ホーム設置費等補助金の申請を取り下げます。

1 交付決定の内容

(1) 交付決定額

(2) 交付予定時期

2 対象グループホーム

3 取り下げる理由

4 添付書類

障害者グループホーム設置費等補助金交付決定兼交付額確定通知書の写し又は
障害者グループホーム設置費等補助金交付決定通知書の写し

担 当 者
連 絡 先
書 類 送 付 先
(〒 -)

(提出先) 横浜市 長

郵便番号

所在地

法人名

役職及び
代表者氏名

障害者グループホーム設置費等補助金 実績報告書

横浜市障害者グループホーム設置費等補助事業について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 グループホームの名称及び設置日

名 称	
設 置 日	

2 既交付決定額、執行額及び精算額（補助金種別： ）

既交付決定額	円
執 行 額	円
精 算 額	円

(内訳)

設置費補助金(1)

経 費 区 分	既 交 付 額(A)	申 請 額(B)	精 算 額(A-B)
権 利 取 得 費	円	円	円
家 屋 改 造 費	円	円	円
初 度 調 弁 費	円	円	円
合 計	円	円	円

設置費補助金(2)、(3)又は(4)

(1) 国庫補助申請時の施設名 ()

(2) 補助項目 創設 ・ 改修 (いずれかを選択)

経 費 区 分	既 交 付 額(A)	申 請 額(B)	精 算 額(A-B)
施 設 整 備 費	円	円	円
初 度 調 弁 費	円	円	円
合 計	円	円	円

改修費補助金

経 費 区 分	既 交 付 額(A)	申 請 額(B)	精 算 額(A-B)
改 修 費	円	円	円

担 当 者
連 絡 先
書 類 送 付 先
(〒 -)

3 添付書類（(7)から(13)は該当する場合に添付する。）

- (1) 運営状況報告書（第2号様式）
（サテライト型住居は、運営状況報告書（第2号様式の2））
- (2) 収支決算書（第3号様式）
- (3) 合計残高試算表その他これに類するもの
- (4) 障害者グループホーム設置費等補助金交付決定通知書の写し
- (5) 障害者グループホーム設置費等補助金交付額変更承認通知書の写し（第9条第1項の障害者グループホーム設置費等補助金交付額変更承認通知書の交付を受けた場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類
- (7) 建物の権利取得費を補助対象経費とした場合 建物の賃貸借契約書、権利取得に要した費用の内訳が記載された書類及びその領収書の写し
- (8) 建物の建築費を補助対象経費とした場合 建物の建築に要した費用の記載された書類及びその領収書の写し
- (9) 家屋改造費を補助対象経費とした場合 家屋改造に要した費用の内訳が記載された書類、その領収書の写し及び家屋改造をした箇所の図面
- (10) スプリンクラー設置費を補助対象経費とした場合 スプリンクラーの設置に要した費用の内訳が記載された書類、その領収書の写し、スプリンクラー設置箇所の図面及び消防設備関係書類
- (11) 初度調弁費を補助対象経費とした場合 当該初度調弁費にかかる物品（1品目3000円未満の物品を除く。）の領収書の写し
- (12) 1件の金額が100万円以上の費用を補助対象経費とする場合 2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し（市内事業者が、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者の場合は、一般競争入札有資格者名簿の写し）
- (13) 別表1の設置費補助金(2)、(3)又は(4)について報告を行う場合 障害者グループホーム設置事業実績報告書（第13号様式）、工事内訳書、仕様書、配置図、平面図、立面図、各室面積表、工程表、当該工事に係る収支決算書、法人の定款、法人の役員名簿等のうち、市長が必要と認める書類

障害者グループホーム設置事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果

- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入居定員

現在定員	増加定員	合計
名	名	名

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く）

- (ア) 敷地面積 m²
- (イ) 敷地の所有関係 自己所有地 ・ 借地
- (ウ) 施設整備の区分 創設 ・ 改修
- (エ) 建物の面積 建築面積 m² 延面積 m²
- (オ) 建物の構造 造 階建

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- (ア) 建物の面積 建築面積 m² 延面積 m²
- (イ) 建物の構造 造 階建
- (ウ) 建設年月日 年 月 日
- (エ) 補助金の区分
- (オ) 処分（取りこわし）年月日 年 月 日

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 m² 延面積 m²
- (イ) 建物の構造 造 階建

(2) 整備費内訳

- ア 建築工事費 円
- イ 設備工事費 円
- ウ 工事監理費 円
- エ 事務費 円
- オ 合計 円

(3) 財源内訳

- ア 国庫補助金 円
- イ 横浜市補助金(市負担分) 円
- ウ 市社協特定資金 円
- エ 設置者負担金 円
 - (内訳) 自己資金 円
 - 市社協振興資金 円
- オ 合計 円

(4) 工事計画

ア 直営・請負の別 直営 ・ 請負
イ 契約年月日 年 月 日
ウ 着工年月日 年 月 日
エ 変更契約年月日 年 月 日
オ 竣工年月日 年 月 日
カ 事業開始年月日 年 月 日
キ 解体撤去工事関係
 (ア) 直営・請負の別 直営 ・ 請負
 (イ) 着工年月日 年 月 日
 (ウ) 完成年月日 年 月 日
ク 仮設施設工事関係
 (ア) 直営・請負・賃貸借の別 直営 ・ 請負 ・ 賃貸借
 (イ) 工事期間 年 月 日
 (ウ) 仮設施設の使用期間 年 か月

(5) その他参考事項

3 設備整備費に係る事業計画

(1) 事業の目的及び内容

品目	数量	規格	単価	金額	整備目的及び必要理由
スプリンクラー					
エレベーター					
合計					

(2) 財源内訳

ア 国庫補助金 円
イ 横浜市補助金(市負担分) 円
ウ 市社協特定資金 円
エ 設置者負担金 円
 (内訳) 自己資金 円
 市社協振興資金 円
オ 合計 円

第 号
年 月 日

（法人名）

（代表者名）

横浜市長 印

障害者グループホーム設置費等補助金 交付額確定通知書

年 月 日に実績報告の提出のありました 年度障害者グループホーム設置費等補助金については、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

1 確定額等

(1) 交付確定額

(2) 既交付決定額

(3) 返還額

2 対象グループホーム

3 交付条件

- (1) 横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱第18条第1項の交付の請求をする場合は、この通知書の写しを添付してください。
- (2) 補助金は障害者グループホーム設置費等補助事業のために使用し、他の事業に使用しないでください。
- (3) 剰余金が生じたときは、その残金を速やかに返還してください。
- (4) 横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱第19条第1項各号のいずれかに該当するときは、補助金の全額又は一部を返還していただきます。
- (5) 障害者グループホーム設置費等補助事業に関して収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支についての証拠書類は事業完了後10年間保存してください。なお、それらについて調査を行うことがあります。
- (6) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市障害者グループホーム設置費等補助要綱の定めに従ってください。

担 当
連絡先

(提出先)

横 浜 市 長

郵便番号

所 在 地

法 人 名

役職及び
代表者氏名

障害者グループホーム設置費等補助金
交付請求書

¥ _____ .-

ただし、障害者グループホーム（ ）の設置費
等補助金として上記の金額を請求します。

業者コード

--	--	--	--	--	--	--

 -

--	--	--

振 込 先	金融機関名	銀行	支店
	フリガナ 口座名義人		
	口 座 番 号	普 通 当 座	

(留意事項) 請求委任や受領委任を行う場合は、請求書の押印を省略できません。

担 当
連絡先

第 号
年 月 日

（法人名）
（代表者名）

横浜市長 印

障害者グループホーム設置費等補助金 交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号 年度障害者グループホーム設置費等補助金の交付（決定・額確定）について、次の理由により、（全部・一部）を取り消しましたので、通知します。

- 1 既交付（決定・確定）額
- 2 取消後の交付（決定・確定）額
- 3 対象グループホーム
- 4 取消しの理由

担 当

連絡先

（提出先）横 浜 市 長

（報告者）
郵便番号

所在地

法人名

役職及び
代表者氏名

障害者グループホーム設置費等補助金に係る 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった下記補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---|----|-------------------|
| 1 補助金の名称 | 年度 | 障害者グループホーム設置費等補助金 |
| 2 横浜市から交付された補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 補助金返還額（3から4の額を差し引いた額） | 金 | 円 |
| 6 添付資料 | | |
| (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類（別紙1） | | |
| (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し | | |
| (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し | | |
| (4) 障害者グループホーム設置費等補助金交付決定兼交付額確定通知書の写し又は障害者グループホーム設置費等補助金交付額確定通知書の写し | | |

担 当 者
連 絡 先
書 類 送 付 先
（〒 - ）

消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 補助事業名 障害者グループホーム設置費等補助事業
- 2 法人名 _____
- 3 法人所在地 _____
- 4 役職及び代表者氏名 _____
- 5 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由

**消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類**

- 1 補助事業名 障害者グループホーム設置費等補助事業
- 2 法人名 _____
- 3 法人所在地 _____
- 4 役職及び代表者氏名 _____
- 5 補助金確定額 金 _____ 円
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 _____ 円

- 7 6の計算方法や積算の内訳
(1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区分		課税仕入				非課税仕入	合計
		課税仕入	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分		
経費の内訳		0					0
		0					0
		0					0
		0					0
		0					0
		0					0
	計	0	0	0	0	0	0

(2) 課税売上割合 _____ %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱

制定 令和3年3月10日 健障サ第3980号（局長決裁）
最近改正 令和5年4月1日 健障サ第2942号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者グループホームの運営に要する経費に対し、予算の範囲内において行う補助金の交付について、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）、社会福祉法（昭和35年法律第45号）第58条及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号）に定めるもののほか、この要綱の定めによるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

（補助事業者の範囲）

第3条 この要綱における補助事業者は、横浜市障害者グループホーム設置運営要綱（以下「設置運営要綱」という。）第6条第1項に定める設置承認を受けている障害者グループホームを運営するものとする。

（補助対象経費及び補助金額）

第4条 補助事業者への補助額の算定方法及び補助対象となる経費は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 設置運営要綱第3条第1項第1号から第4号に定める障害者グループホームについては、別表1の定めによる。
 - (2) 設置運営要綱第3条第1項第5号に定める障害者グループホームについては、別表2の定めによる。
- 2 別表2に定める運営基本費において「介助加算」の対象とされる入居者は、運営委員会が設置運営する障害者グループホーム入居者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）に定める1級又は2級に該当する障害を有するもの
 - (2) 児童相談所又は障害者更生相談所において知能指数が35以下と判定されたもの
 - (3) 身体障害者手帳の交付を受けた者であって、等級表に定める3級に該当する障害を有し、かつ、児童相談所又は障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定されたもの

- (4) 前各号に該当しない者で、別表3の合計が10点以上（ただし平成26年3月31日以前に、次項第1号に定める認定依頼を行った者については別表4の合計が8点以上）に該当する状態（以下「行動障害」という。）にあるもの
- 3 前項第4号に定める行動障害の認定は、次の各号により行うものとする。
- (1) 補助事業者は、該当する入居者の居住地を管轄する区の福祉保健センター長（以下「福祉保健センター長」という。）に対し、障害者グループホーム入居者行動障害認定依頼書（第1号様式）を提出し、認定を依頼する。
- (2) 福祉保健センター長は、行動障害に該当するか否かを認定して、障害者グループホーム入居者行動障害認定通知書（第2号様式）により、補助事業者に通知するとともに、健康福祉局長に報告する。
- (3) 前号の認定の効力は原則として障害支援区分の有効期間又は障害支援区分認定を受けていない場合は3年間継続するものとする。ただし、効力を失った後の再認定は妨げない。
- 4 別表2に定める体験入居費において「介助型」の単価が適用される入居者は、第2項各号のいずれかに該当する者とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに、障害者グループホーム運営費補助金交付申請書（第3号様式）に、次項で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 障害者グループホーム運営費補助金交付申請書（第3号様式）に添える書類は、次のとおりとする。
- (1) 障害者グループホーム運営費補助金交付申請書総括表（第4号様式）（複数の障害者グループホームについて申請する場合に限る。）
- (2) 運営計画書（第5号様式）（サテライト型住居は、運営計画書（サテライト）（第5号様式の2））
- (3) 収支予算書（第6号様式）
- (4) 直近の決算書及び財産目録その他税務申告書一式
- (5) 建物の賃貸借契約書の写し（建物借上補助を申請する場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類
- 3 第4条第1項第2号に規定する補助金の交付は、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会補助金交付要綱に基づき、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）を通じて行う。

（交付決定）

第6条 市長は、第5条第1項の障害者グループホーム運営費補助金交付申請書を受理したときは、その内容について審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助事業の目

的及び内容を適正と認めた場合には、障害者グループホーム運営費補助金交付決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

- 2 前項において、交付申請の内容の一部が適正ではないと認められる場合には、減額して交付を決定することができる。
- 3 市長は、第1項の調査の結果により、補助金の全部を交付しないことと決定したときは、申請者に対し、障害者グループホーム運営費補助金不交付決定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、前条第1項の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 申請者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 申請者は、当該申請以前に第6条第1項に基づく補助金の交付決定を受けたことがある場合は、補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了していないときを除き、その補助事業に係る第14条第1項の報告を完了していなければならない。
- (3) 申請者は、補助事業を中止又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（変更の申請）

第8条 申請者は、第5条第1項で申請した事項の変更をしようとするときは、あらかじめ障害者グループホーム運営費補助金交付額変更承認申請書（第9号様式）に、障害者グループホーム運営費補助金交付決定通知書の写し及び変更する事項に係る書類を添えて、市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

（変更の承認通知）

- 第9条 市長は、前条の申請を適当であると認めたときは、障害者グループホーム運営費補助金交付額変更承認通知書（第10号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の承認をする場合において、第7条第1項第1号及び第3号に定める条件を付するものとする。
 - 3 市長は、前条の申請内容を調査した結果、変更を承認しないことと決定したときは、障害者グループホーム運営費補助金交付額変更不承認通知書（第11号様式）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 申請者は、第6条第1項の障害者グループホーム運営費補助金交付決定通知書の交付を受けた場合において、当該決定通知書に係る補助金の交付の決定の内容又は

これに付された条件に不服があるときは、当該決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して30日以内に、障害者グループホーム運営費補助金交付申請取下げ書（第12号様式）に、当該決定通知書の写しを添えて提出することにより、申請の取下げをすることができる。ただし、当該補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときは、取り下げることができない。

（補助事業の遂行）

第11条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

2 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（状況報告）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、補助事業者から報告を求めることができる。

（補助事業の遂行等の指示）

第13条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

2 市長は、補助事業者が前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を指示するものとする。

3 市社協は、第4条第1項第2号に規定する補助事業の遂行について、市と協議のうえ必要な指導を行うものとする。なお、この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に必要な事項は市社協が別に定める。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したとき又は補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに、障害者グループホーム運営費補助金実績報告書（第13号様式）に、次項で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 障害者グループホーム運営費補助金実績報告書（第13号様式）に添える書類は、次のとおりとする。

(1) 障害者グループホーム運営費補助金実績報告書総括表（第14号様式）（複数の障害者グループホームについて報告する場合に限る。）

(2) 運営状況報告書（第15号様式）（サテライト型住居は、運営状況報告書（サテライト）（第15号様式の2））

- (3) 収支決算書（第16号様式）
- (4) 当該収支計算に係る支出を証する書類その他証憑書類（人件費を証する書類は、賃金台帳の写し又はこれに類するものとする。）
- (5) この要綱に基づく補助金以外の補助金等（補助金、助成金及び交付金をいう。）の交付を受けている場合は、当該補助金等の決定通知書など交付額及び交付内容がわかる書類
- (6) 合計残高試算表その他これに類するもの
- (7) 障害者グループホーム運営費補助金交付決定通知書の写し
- (8) 障害者グループホーム運営費補助金交付額変更承認通知書の写し（第9条第1項の障害者グループホーム運営費補助金交付額変更承認通知書の交付を受けた場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、障害者グループホーム運営費補助金交付額確定通知書（第17号様式）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（是正のための措置）

第16条 市長は、第14条第1項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示するものとする。

（交付の時期）

第17条 補助金は、第15条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付するものとする。

- 2 市長が、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業者が補助事業を実施できないと認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

（交付の請求）

第18条 第15条の障害者グループホーム運営費補助金交付額確定通知書の交付を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、障害者グループホーム運営

費補助金交付請求書（第18号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、前条第2項により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けようとする場合について準用する。
- 3 市長は、前項の請求があった場合は、概算払いで交付するものとする。

（決定の取消し）

第19条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の他の用途への使用をしたとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) その他法令、条例、規則、設置運営要綱又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、当該補助事業者に対し、障害者グループホーム運営費補助金交付決定取消通知書（第19号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第20条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第21条 補助事業者は、第19条第1項の規定による取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領した日において受領されたものと

する。

- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第22条 補助金の返還を命ぜられた補助事業者が、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合、市長は、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(関係書類の整備)

第23条 補助事業者は、障害者グループホーム運営費補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等並びに領収書等の書類を整備し、10年間保存しておくなければならない。

(調査又は報告)

第24条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第25条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第20号様式)に、次の各号で定める書類を添えて、速やかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類(別紙1)
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し
 - (4) 障害者グループホーム運営費補助金交付額確定通知書の写し
- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。補助事業者は、市長の返還命令を受けて当該仕入控除税額を返還しなければならない。

(委任)

第26条 この要綱に定めるもののほか、障害者グループホーム運営費補助金の交付に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(要綱の廃止及び制定)

- 1 横浜市障害者グループホーム設置運営費補助要綱を廃止し、横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱を制定する。

(施行期日)

- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第4条第1項第1号）

運営費補助金（指定障害者グループホーム）

補助項目	補助基準額 (月額)	算定方法 ※1	補助対象経費
建物借上補助	下記単価表 (1)のとおり	1ホーム(本体住居及びサテライト型住居を含む。)あたりの月額賃料の1/2を定員で除した額(10円未満切捨て)と補助基準額を比べて、少ない方の額を補助額とする。	利用契約(体験利用を除く。)がない居室(サテライト型住居含む。)の賃料
サテライト型住居に係る 家賃補助	35,400円	利用者がサテライト型住居を利用している期間中、当該利用者のために確保している本体住居の空室の「月額賃料※2」と補助基準額のうち、少ない方の額を補助額とする。	当該利用者がサテライト型住居を利用開始した月から3年以内の本体住居の空室の賃料
要介護支援費	下記単価表 (2)のとおり	補助基準額を補助額とする。	障害支援区分2以上の入居者が入居中のホームにおいて、利用契約(体験利用を除く。)がない居室(サテライト型住居含む。)に係る人件費

※1 算定の基準日は、すべて月の初日(1日)時点とする。日割計算は、行わないものとする。ただし、余剰金が発生する場合はこの限りでない。

※2 月額賃料は、法人が負担すべき当該利用者のために確保している空室の賃料から、建物借上補助を差し引いた額とする。

○単価表(1) 建物借上補助(ホームの定員及び区域によって設定)

(単位:円)

区域	4人 定員	5人 定員	6人 定員	7人 定員	8人 定員	9人 定員	10人 定員
市街化区域	44,250	35,400	29,500	25,280	36,870	32,770	29,500
市街化調整区域 ※3	37,500	30,000	25,000	21,420	31,250	27,770	25,000

※3 市街化調整区域の単価は、平成 18 年度以降に設置したホームに適用する。本体住居とサテライト型住居の区域が異なる場合は、本体住居の区域の単価を適用する。

○単価表(2) 要介護支援費(ホームの定員及び体制によって設定)

(単位:円)

夜間支援体制	4人 定員	5人 定員	6人 定員	7人 定員	8人 定員	9人 定員	10人 定員
夜勤又は宿直体制 のあるホーム	24,170	19,340	16,110	13,810	12,080	10,740	9,670
緊急連絡体制のな いホーム	18,000	14,400	12,000	10,280	9,000	8,000	7,200

別表2（第4条第1項第2号）

運営費補助金（運営委員会型グループホーム）

補助項目	補助基準		補助基準額（円）	算定方法	補助対象
運営基本費	入居者1人あたり（月額）	基本分	次頁のとおり	単価×月初日入居者数	職員雇用費、旅費、役員費、需用費、その他入居者の援助に要する経費
		介助加算	66,000		
家賃補助	1ホームあたり（月額）	市街化区域の場合	177,000	月額家賃または土地賃借料の1/2と補助基準額のうち、少ない方の額	事業所における家賃賃借料または土地賃借料 ※市街化調整区域の上 限額減額は、平成18年度以降設置分に限る。
		市街化調整区域の場合	150,000		
水道料金補助	入居者1人あたり（月額）		1,300	補助基準額×月の初日（1日）時点の入居者数	他地方自治体の水道料金補助（注2）を受領している市外入居者を除く、本市運営基本費及び家賃補助を受領している入居者（注3）
バックアップ事務費	1ホームあたり（月額）		25,000	月の初日（1日）時点の設置状況による	運営主体がホーム職員を支援するための経費
法定移行支援準備金	1運営委員会あたり（1回限り）		100,000	補助基準額の通り	指定障害者グループホームへの移行に向けサービス管理責任者研修費用等の経費
法定移行事務人件費	1運営委員会あたり（指定障害者グループホームへの移行時に限り）		2,800,000	移行時に係る代替職員費用と補助基準額のうち、少ない方の額	指定障害者グループホームへの移行に係る事務手続き等の代替職員費用等
体験入居費	1人1泊あたり	基本型	3,230	単価×利用泊数（1回は30泊を限度）	体験入居のために要する経費 （食費等個人負担経費を除く）
		介助型	5,430		

注1：運営基本費、水道料金補助における算定方法内の「入居者」とは、体験入居者を含まない。

注2：「他地方自治体の水道料金補助」とは、当該市外入居者又は補助事業者が他地方自治体から受領している補助金のうち、横浜市がこれらに該当すると認めたものをいう。

注3：月額家賃及び土地賃借料の発生しないグループホームに入居している者で家賃補助が発生しないものは「本市運営基本費及び家賃補助を受領している入居者」とみなす。

○ 運営基本費 基本分 単価表（ホームの定員及び援助体制によって単価を設定）

運営体制	定員ごとの月額単価（円）			
	4人	5人	6人	7人
平日運営	81,800	75,200	70,800	67,600
平日運営及び夜間宿直体制あり	91,600	83,000	77,300	73,200
365日運営	92,200	84,400	79,300	75,600
365日運営及び夜間宿直体制あり	118,200	96,900	88,900	83,800

別表3（第4条第2項第4号）

行動障害判定表

行動関連項目 (認定調査項目)	0点	1点	2点
コミュニケーション (3-3)	1. 日常生活に支障がない	2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない
説明の理解 (3-4)	1. 理解できる	2. 理解できない	3. 理解できているか判断できない
大声・奇声を出す (4-7)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
異食行動 (4-16)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
多動・行動の停止 (4-19)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
不安定な行動 (4-20)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
自らを傷つける行為 (4-21)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
他人を傷つける行為 (4-22)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要

不適切な行為 (4-23)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
突発的な行為 (4-24)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
過食・反すう等 (4-25)	1. 支援が不要 2. 希に支援が必要 3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
てんかん	1. 年1回以上	2. 月に1回以上	3. 週に1回以上

別表4（第4条第2項第4号）

行動障害判定表

調査項目等	0点		1点		2点	
	本人独自の表現方法を用いた意思表示(6-3-イ)	意思表示できる		時々、独自の方法		常に独自の方法
言葉以外の手段を用いた理解説明(6-4-イ)	説明を理解できる		時々、言葉以外の方法		常に言葉以外の方法	説明を理解できない
食べられないものを口に入れる(7-ツ)	ない	時々ある	ある(週に1回以上)		毎日	
多動又は行動の停止(7-ナ)	ない	まれにある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	
パニックや不安定な行動(7-ニ)	ない	まれにある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	
自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為(7-ヌ)	ない	まれにある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	
叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為(7-ネ)	ない	まれにある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	
他人に抱きついたり、断りもなくものを持ってくる(7-ノ)	ない	まれにある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	
環境の変化により突発的に通常と違う声を出す(7-ハ)	ない	まれにある	週に1回以上	日に1回以上	日に頻回	
突然走っていなくなるような突発的行動(7-ヒ)	ない	まれにある	週に1回以上	日に1回以上	日に頻回	
過食・反すうなどの食事に関する行為(7-フ)	ない	まれにある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日	
てんかん発作(医師意見書)	年1回以上 換算せず		月1回以上		週に1回以上	

（提出先）

福祉保健センター長

郵便番号

所在地

法人名

役職及び
代表者氏名

障害者グループホーム入居者行動障害認定依頼書

次のとおり、認定を依頼します。

入居者氏名	年月日		認定依頼内容	※認定内容	
				点数	結果
生年月日	年月日		運営基本費介助型 (行動障害)	点	該当 非該当
ホーム名	年月日	期間			
入居年月日	年月日	年月～年月			
障害程度	I Q				
本人の状況	行動の種類	行動障害の状態		点数	
				申請	判定
				点	※ 点
				点	※ 点
				点	※ 点
				点	※ 点

- 記載上の注意
- 1 太線内の項目について記入し、※欄は記入しないこと。
 - 2 本人の状況欄の「行動の種類」については、要綱別表5又は別表6の行動障害認定基準表から該当するものを3項目以上選んで記入すること。
 - 3 「行動障害の状態」については、行動の種類に対応する障害の状態をどのような状況の中でどのような行動を行ったか強度、頻度等を可能な限り具体的に記入すること。

障害者グループホーム入居者行動障害認定通知書

（ 文 書 番 号 ）
年 月 日

様

福祉保健センター長 印

先に依頼のありましたグループホーム入居者について、次のとおり認定しましたので通知します。

入居者氏名		認 定 結 果
生年月日	年 月 日	運営基本費介助型 (行動障害) 該 当 ・ 非該当
ホーム名		
入居年月日	年 月 日	
障害程度	I Q	

（提出先） 横 浜 市 長

郵便番号

所在地

法人名

役職及び
代表者氏名

障害者グループホーム運営費補助金 交付申請書

障害者グループホーム運営費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱を遵守します。

1 グループホームの概要				定員合計	名		
本体住居	名称				定員	名	
	体制	土日	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	夜間			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	区域	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域（年度設置・移転(直近)）					
サテライト型住居①	名称				定員	名	
	開設	年	月	日開設			
サテライト型住居②	名称				定員	名	
	開設	年	月	日開設			

2 申請額	
申請額	円

（経費区分ごとの内訳）

経費区分	申請額	申請理由
建物借上補助	円	
サテライト型住居に係る補助	① 円	
	② 円	
要介護支援費	円	

担 当 者
連 絡 先
書 類 送 付 先
(〒 -)

3 補助対象月ごとの内訳

(1) 建物借上補助

月	申請額	内訳
4月	円	
5月	円	
6月	円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月	円	
12月	円	
1月	円	
2月	円	
3月	円	
計	円	

(2) サテライト型住居①に係る補助

月	申請額	内訳
4月	円	
5月	円	
6月	円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月	円	
12月	円	
1月	円	
2月	円	
3月	円	
計	円	

(3) サテライト型住居②に係る補助

月	申請額	内訳
4月	円	
5月	円	
6月	円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月	円	
12月	円	
1月	円	
2月	円	
3月	円	
計	円	

(4) 要介護支援費

月	申請額	内訳
4月	円	
5月	円	
6月	円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月	円	
12月	円	
1月	円	
2月	円	
3月	円	
計	円	

4 添付書類

- (1) 障害者グループホーム運営費補助金交付申請書総括表（第4号様式）
（複数の障害者グループホームについて申請する場合に限る。）
- (2) 運営計画書（第5号様式）（サテライト型住居は、運営計画書（サテライト）
（第5号様式の2））
- (3) 収支予算書（第6号様式）
- (4) 直近の決算書及び財産目録その他税務申告書一式
- (5) 建物の賃貸借契約書の写し（建物借上補助を申請する場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（提出先）横浜市 長

郵便番号

所在地

法人名

役職及び
代表者氏名

障害者グループホーム運営費補助金 交付申請書総括表

障害者グループホーム運営費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱を遵守します。

1 申請額合計

円

2 申請額内訳

ホーム名

申請額

円
円
円
円

担 当 者
連 絡 先
書 類 送 付 先
(〒 -)

運営計画書

名称				定員	人
所在地				建物借上費 ※1	円
建物形態（いずれかを選択）	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他（ ）				
消防設備（該当設備を選択）	<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> スプリンクラー ※2 <input type="checkbox"/> 火災通報装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
入居（予定）者氏名	受給者証番号	障害者手帳	入居者の家賃 ※3	援護の実施機関	入居（予定）日
生年月日	障害支援区分		日中活動先	横浜市外からの補助 （ある場合「市外」と記入） ※4	退去（予定）日
①		愛の手帳 (療育手帳)	円		入 年 月 日
		身障手帳 級 精神手帳 級			退 年 月 日
②		愛の手帳 (療育手帳)	円		入 年 月 日
		身障手帳 級 精神手帳 級			退 年 月 日
③		愛の手帳 (療育手帳)	円		入 年 月 日
		身障手帳 級 精神手帳 級			退 年 月 日
④		愛の手帳 (療育手帳)	円		入 年 月 日
		身障手帳 級 精神手帳 級			退 年 月 日
⑤		愛の手帳 (療育手帳)	円		入 年 月 日
		身障手帳 級 精神手帳 級			退 年 月 日
⑥		愛の手帳 (療育手帳)	円		入 年 月 日
		身障手帳 級 精神手帳 級			退 年 月 日
⑦		愛の手帳 (療育手帳)	円		入 年 月 日
		身障手帳 級 精神手帳 級			退 年 月 日
⑧		愛の手帳 (療育手帳)	円		入 年 月 日
		身障手帳 級 精神手帳 級			退 年 月 日
⑨		愛の手帳 (療育手帳)	円		入 年 月 日
		身障手帳 級 精神手帳 級			退 年 月 日
⑩		愛の手帳 (療育手帳)	円		入 年 月 日
		身障手帳 級 精神手帳 級			退 年 月 日

雇用状況及び計画 ※5 (単位：円)							
職種	氏名	月数 (月)	給与 (月額)	保険料※6 給与月額分	賞与 (年額)	保険料※6 賞与年額分	合計額 (年額)
世話人							0
世話人							0
生活支援員							0
生活支援員							0
バック アップ 施設	名称				法人等名		
	所在地				施設種別		
	連携内容						
備考							

- ※1：建物借上費とは、法人がグループホームの建物の貸主に支払う月額家賃。
 ※2：スプリンクラーは、区分4以上の入居者が定員の8割を超えた場合、必置。
 ※3：入居（予定）者の家賃額は、法人負担の月額家賃から、建物借上加算（1ホーム分）及び運営費補助金（建物借上補助）を差し引き、定員数で除した額より大きい場合は備考欄又は別紙に算定根拠を記すこと。
 ※4：横浜市以外の地方自治体から補助金（特定障害者特別給付費を除く。）を受けている場合、「市外」と記入。
 ※5：要介護支援費を申請する場合に記入。行が足りない場合は、行を追加して記入。
 ※6：保険料とは、法人が負担する社会保険料等。

運営計画書（サテライト） ※1

名称		定員	人		
所在地		建物借上費 ※2	円		
本体住居からの距離・時間	メートル		分		
建物形態（いずれかを選択）	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他（ ）				
消防設備（該当設備を選択）	<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> スプリンクラー <input type="checkbox"/> 火災通報装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
入居（予定）者氏名	受給者証番号	障害者手帳	入居者の家賃 ※3	援護の実施機関	入居（予定）日
生年月日	障害支援区分		日中活動先	横浜市外からの補助 （ある場合「市外」と記入） ※4	退去（予定）日
		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級 精神手帳 級			退 年 月 日
①	入居（予定）者のサテライト型住居入居前の居住地 ※5	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> グループホーム名称（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） 住所：			
②	利用者の単身生活への意欲及び生活状況				
③	単身生活に向けた課題及び課題解決に向けた支援方針等 ※6				
④	本体グループホームからの支援の内容（食事提供・巡回頻度など）				
備考					

※1：この様式は、入居者1名ごとに作成すること。

※2：建物借上費とは、法人がグループホームの建物の貸主に支払う月額家賃。

※3：入居（予定）者の家賃額は、法人負担の月額家賃から、建物借上加算（1ホーム分）及び運営費補助金（建物借上補助）を差し引き、定員数で除した額より大きい場合は備考欄又は別紙に算定根拠を記すこと。

※4：横浜市以外の地方自治体から補助金（特定障害者特別給付費を除く。）を受けている場合、「市外」と記入。

※5：①「居住地」は、設置運営要綱第7条第2項に基づき記載すること。

※6：③「支援方針」は、生活支援や余暇支援等を中心に記載すること。加えて、金銭管理や服薬管理が必要な者の場合、自己管理を行えるようにするための支援等について記載すること。また、必要に応じて日中活動先等との連携についても触れること。

収支予算書

法人名	
事業所名	
グループホーム名	

当事業所（決算区分がホームごとの場合は、当ホーム）の収支予算は、下表のとおりです。

1 収入 （単位：円）

項目	金額	左記金額のうち この要綱に基づ く補助金額	説明
給付費			
訓練等給付費			
補助金等（補助金、交付金、助成金等）			
運営費補助金 （この要綱に基づく補助金）			
国の補助金等（給付費以外）			
県の補助金等（給付費以外）			
市の加算（助成費）			サービス管理費等
上記以外の補助金			
利用者負担金			
家賃			
水道光熱費			
日用品費			
食材料費			
その他（ ）			
借入れ			
			借入先：
その他			
合計	円	円	

必要に応じて行を追加又は削除してください。申請する年度の収入を記入してください。

2 支出

(単位：円)

項目	金額	この要綱に 基づく補助金を 充当する額	説明
家賃			
本体住居			
サテライト型住居			
人件費			
職員の賃金			
退職積立金等			
その他厚生費			
返済			
固定資産取得費			
水道光熱費			
日用品費			
食材料費			
その他			
合計	円	円	

必要に応じて行を追加又は削除してください。申請する年度の支出を記入してください。

第 号
年 月 日

(法人名)
(代表者名)

横浜市長 印

障害者グループホーム運営費補助金 交付決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度障害者グループホーム運営費補助金については、次の条件をつけて交付します。

- 1 交付決定の内容
 - (1) 交付決定額
 - (2) 交付予定時期
- 2 対象グループホーム
- 3 交付条件
 - (1) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けてください。
 - (2) 当該申請以前に第6条第1項に基づく補助金の交付決定を受けたことがある場合は、補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了していないときを除き、の補助事業に係る第14条第1項の報告を完了してください。
 - (3) 補助事業を中止又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けてください。
 - (4) やむを得ず事業に変更を生じたときには、市長の承認を得てください。
 - (5) 市の会計年度が終了したとき又は補助事業が完了したときは、直ちに実績報告書を提出してください。
 - (6) 横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱第18条第2項の交付の請求をする場合は、この通知書の写しを添付してください。
 - (7) 補助金は障害者グループホーム運営費補助事業のために使用し、他の事業に使用しないでください。
 - (8) 剰余金が生じたときは、その残金を速やかに返還してください。
 - (9) 横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱第19条第1項各号のいずれかに該当するときは、補助金の全額又は一部を返還していただきます。
 - (10) 障害者グループホーム運営費補助事業に関して収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支についての証拠書類は事業完了後10年間保存してください。なお、それらについて調査を行うことがあります。
 - (11) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱の定めに従ってください。

担 当
連絡先

第 号
年 月 日

（法人名）

（代表者名）

横浜市長 印

障害者グループホーム運営費補助金 不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました 年度障害者グループホーム運営費補助金については、次の理由により、交付しないことと決定しましたので通知します。

- 1 申請額
- 2 対象グループホーム
- 3 不交付の理由

担 当
連絡先

（提出先）横浜市 長

郵便番号

所在地

法人名

役職及び
代表者氏名

障害者グループホーム運営費補助金 交付額変更承認申請書

障害者グループホーム運営費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱を遵守します。

1	グループホームの概要	*変更後の状態で記入してください。	定員合計	名																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">名称</td> <td colspan="5"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">定員</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td style="width: 5%;">土日</td> <td style="width: 5%;"><input type="checkbox"/>あり</td> <td style="width: 5%;"><input type="checkbox"/>なし</td> <td style="width: 5%;">夜間</td> <td style="width: 5%;"><input type="checkbox"/>あり</td> <td style="width: 5%;"><input type="checkbox"/>なし</td> </tr> <tr> <td>区域</td> <td colspan="5"><input type="checkbox"/>市街化区域 <input type="checkbox"/>市街化調整区域（年度設置・移転(直近)）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	名称						定員	名	体制	土日	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	夜間	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	区域	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域（年度設置・移転(直近)）								
名称						定員	名																			
体制	土日	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	夜間	<input type="checkbox"/> あり			<input type="checkbox"/> なし																		
区域	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域（年度設置・移転(直近)）																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">サテライト型住居①</td> <td style="width: 5%;">名称</td> <td colspan="4"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">定員</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>開設</td> <td style="width: 15%;">年</td> <td style="width: 15%;">月</td> <td style="width: 15%;">日</td> <td>開設</td> </tr> </table>	サテライト型住居①	名称					定員	名		開設	年	月	日	開設											
サテライト型住居①	名称					定員	名																			
	開設	年	月	日	開設																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">サテライト型住居②</td> <td style="width: 5%;">名称</td> <td colspan="4"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">定員</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>開設</td> <td style="width: 15%;">年</td> <td style="width: 15%;">月</td> <td style="width: 15%;">日</td> <td>開設</td> </tr> </table>	サテライト型住居②	名称					定員	名		開設	年	月	日	開設											
サテライト型住居②	名称					定員	名																			
	開設	年	月	日	開設																					

2 変更承認申請額（変更承認を申請する補助金の総額。既交付決定額を含む。）

変更承認申請額	円
---------	---

（内訳）

経費区分	変更承認申請額	既交付決定額	変更内容
建物借上補助	円	円	
サテライト型住居に係る補助	① 円	円	
	② 円	円	
要介護支援費	円	円	

担 当 者
連 絡 先
書 類 送 付 先
(〒 -)

3 補助対象月ごとの内訳

(1) 建物借上補助

月	変更承認申請額	既交付決定額	内訳
4月	円	円	
5月	円	円	
6月	円	円	
7月	円	円	
8月	円	円	
9月	円	円	
10月	円	円	
11月	円	円	
12月	円	円	
1月	円	円	
2月	円	円	
3月	円	円	
計	円	円	

(2) サテライト型住居①に係る補助

月	変更承認申請額	既交付決定額	内訳
4月	円	円	
5月	円	円	
6月	円	円	
7月	円	円	
8月	円	円	
9月	円	円	
10月	円	円	
11月	円	円	
12月	円	円	
1月	円	円	
2月	円	円	
3月	円	円	
計	円	円	

(3) サテライト型住居②に係る補助

月	変更承認申請額	既交付決定額	内訳
4月	円	円	
5月	円	円	
6月	円	円	
7月	円	円	
8月	円	円	
9月	円	円	
10月	円	円	
11月	円	円	
12月	円	円	
1月	円	円	
2月	円	円	
3月	円	円	
計	円	円	

(4) 要介護支援費

月	変更承認申請額	既交付決定額	内訳
4月	円	円	
5月	円	円	
6月	円	円	
7月	円	円	
8月	円	円	
9月	円	円	
10月	円	円	
11月	円	円	
12月	円	円	
1月	円	円	
2月	円	円	
3月	円	円	
計	円	円	

4 添付書類

- (1) 障害者グループホーム運営費補助金交付申請書総括表（第4号様式）
（複数の障害者グループホームについて申請する場合に限る。）
- (2) 運営計画書（第5号様式）（サテライト型住居は、運営計画書（サテライト）
（第5号様式の2））
- (3) 収支予算書（第6号様式）
- (4) 直近の決算書及び財産目録その他税務申告書一式
- (5) 建物の賃貸借契約書の写し（建物借上補助を申請する場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

（法人名）

（代表者名）

横浜市長 印

障害者グループホーム運営費補助金 交付額変更承認通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した 年度障害者グループホーム運営費補助金について、次のとおり交付額を変更しましたので、通知します。

1 変更を承認した内容

- (1) 交付決定額
- (2) 交付予定時期

2 対象グループホーム

3 交付条件

- (1) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、市長に報告し、その指示を受けてください。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (3) やむを得ず事業に変更を生じたときには、市長の承認を得てください。
- (4) 市の会計年度が終了したとき又は補助事業が完了したときは、直ちに実績報告書を提出してください。
- (5) 横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱第18条第2項の交付の請求をする場合は、この通知書の写しを添付してください。
- (6) 補助金は障害者グループホーム運営費補助事業のために使用し、他の事業に使用しないでください。
- (7) 剰余金が生じたときは、その残金を速やかに返還してください。
- (8) 横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱第19条第1項各号のいずれかに該当するときは、補助金の全額又は一部を返還していただきます。
- (9) 障害者グループホーム運営費補助事業に関して収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支についての証拠書類は事業完了後10年間保存してください。なお、それらについて調査を行うことがあります。
- (10) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱の定めに従ってください。

担 当
連絡先

年 第 月 号 日

(法人名)
(代表者名)

横浜市長 印

**障害者グループホーム運営費補助金
交付額変更不承認通知書**

年 月 日に変更の申請がありました 年度障害者グループホーム運営費補助金については、次の理由により、変更を承認しないことと決定しましたので、通知します。

- 1 変更承認申請額
- 2 対象グループホーム
- 3 不承認の理由

担 当
連絡先

（提出先） 横 浜 市 長

郵便番号

所在地

法人名

役職及び
代表者氏名

障害者グループホーム運営費補助金 交付申請取下げ書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた 年度障害者グループ
ホーム運営費補助金の申請を取り下げます。

1 交付決定の内容

(1) 交付決定額

(2) 交付予定時期

2 対象グループホーム

3 取り下げる理由

4 添付書類

障害者グループホーム運営費補助金交付決定通知書の写し

担 当 者
連 絡 先
書 類 送 付 先
(〒 -)

（提出先） 横 浜 市 長

郵便番号

所在地

法人名

役職及び
代表者氏名

障害者グループホーム運営費補助金 実績報告書

____年度障害者グループホーム運営費補助事業について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1	グループホームの概要	定員合計	名																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%; text-align: center;">本体住居</td> <td style="width: 10%;">名称</td> <td colspan="4"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">定員</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>土日</td> <td><input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし</td> <td>夜間</td> <td><input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし</td> </tr> <tr> <td>区域</td> <td colspan="4"><input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 （ 年度設置・移転(直近)）</td> </tr> </table>	本体住居	名称					定員	名	体制	土日	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	夜間	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	区域	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 （ 年度設置・移転(直近)）					
本体住居	名称						定員			名											
	体制		土日	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	夜間	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし															
	区域	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 （ 年度設置・移転(直近)）																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">サテライト型住居①</td> <td style="width: 10%;">名称</td> <td colspan="4"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">定員</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>開設</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>開設</td> </tr> </table>	サテライト型住居①	名称					定員	名	開設	年	月	日	開設							
サテライト型住居①	名称						定員			名											
	開設	年	月	日	開設																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">サテライト型住居②</td> <td style="width: 10%;">名称</td> <td colspan="4"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">定員</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>開設</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>開設</td> </tr> </table>	サテライト型住居②	名称					定員	名	開設	年	月	日	開設							
サテライト型住居②	名称						定員			名											
	開設	年	月	日	開設																

2 既交付決定額、執行額及び精算額

既交付決定額		円
執行額		円
精算額		円

（執行額の内訳）

経費区分	既交付決定額 (A)	執行額 (B)	精算額 (A-B)	返還理由※
建物借上補助	円	円	円	
サテライト型住居に係る補助	① 円	円	円	
	② 円	円	円	
要介護支援費	円	円	円	

※返還が発生する場合は、その理由を記載してください。

担 当 者
連 絡 先
書 類 送 付 先
(〒 -)

3 補助対象月ごとの内訳

(1) 建物借上補助

月	既交付決定額	受領年月日	執行額	精算額
4月	円	年 月 日	円	円
5月	円	年 月 日	円	円
6月	円	年 月 日	円	円
7月	円	年 月 日	円	円
8月	円	年 月 日	円	円
9月	円	年 月 日	円	円
10月	円	年 月 日	円	円
11月	円	年 月 日	円	円
12月	円	年 月 日	円	円
1月	円	年 月 日	円	円
2月	円	年 月 日	円	円
3月	円	年 月 日	円	円
追加	円	年 月 日	円	円
計	円		円	円

(2) サテライト型住居①に係る補助

月	既交付決定額	受領年月日	執行額	精算額
4月	円	年 月 日	円	円
5月	円	年 月 日	円	円
6月	円	年 月 日	円	円
7月	円	年 月 日	円	円
8月	円	年 月 日	円	円
9月	円	年 月 日	円	円
10月	円	年 月 日	円	円
11月	円	年 月 日	円	円
12月	円	年 月 日	円	円
1月	円	年 月 日	円	円
2月	円	年 月 日	円	円
3月	円	年 月 日	円	円
追加	円	年 月 日	円	円
計	円		円	円

(3) サテライト型住居②に係る補助

月	既交付決定額	受領年月日	執行額	精算額
4月	円	年 月 日	円	円
5月	円	年 月 日	円	円
6月	円	年 月 日	円	円
7月	円	年 月 日	円	円
8月	円	年 月 日	円	円
9月	円	年 月 日	円	円
10月	円	年 月 日	円	円
11月	円	年 月 日	円	円
12月	円	年 月 日	円	円
1月	円	年 月 日	円	円
2月	円	年 月 日	円	円
3月	円	年 月 日	円	円
追加	円	年 月 日	円	円
計	円		円	円

(4) 要介護支援費

月	既交付決定額	受領年月日	執行額	精算額
4月	円	年 月 日	円	円
5月	円	年 月 日	円	円
6月	円	年 月 日	円	円
7月	円	年 月 日	円	円
8月	円	年 月 日	円	円
9月	円	年 月 日	円	円
10月	円	年 月 日	円	円
11月	円	年 月 日	円	円
12月	円	年 月 日	円	円
1月	円	年 月 日	円	円
2月	円	年 月 日	円	円
3月	円	年 月 日	円	円
追加	円	年 月 日	円	円
計	円		円	円

4 添付書類

- (1) 障害者グループホーム運営費補助金実績報告書総括表（第14号様式）
（複数の障害者グループホームについて報告する場合に限る。）
- (2) 運営状況報告書（第15号様式）
（サテライト型住居は、運営状況報告書（サテライト）（第15号様式の2））
- (3) 収支決算書（第16号様式）
- (4) 当該収支計算に係る支出を証する書類その他証憑書類（人件費を証する書類は、賃金台帳の写し又はこれに類するものとする。）
- (5) この要綱に基づく補助金以外の補助金等（補助金、助成金及び交付金をいう。）の交付を受けている場合は、当該補助金等の決定通知書など交付額及び交付内容がわかる書類
- (6) 合計残高試算表その他これに類するもの
- (7) 障害者グループホーム運営費補助金交付決定通知書の写し
- (8) 障害者グループホーム運営費補助金交付額変更承認通知書の写し（第9条第1項の障害者グループホーム運営費補助金交付額変更承認通知書の交付を受けた場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

（提出先） 横 浜 市 長

郵 便 番 号

所 在 地

法 人 名

役 職 及 び
代 表 者 氏 名

障害者グループホーム運営費補助金 実績報告書総括表

____年度障害者グループホーム運営費補助事業について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 既交付決定額、執行額及び精算額

既交付決定額	円
執行額	円
精算額	円

2 内訳

ホーム名

既交付決定額

円
円
円
円

執行額

円
円
円
円

精算額

円
円
円
円

担 当 者
連 絡 先
書 類 送 付 先
(〒 -)

運営状況報告書

名称				定員	人
所在地				建物借上費 ※1	円
建物形態（いずれかを選択）		<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他（ ）			
消防設備（該当設備を選択）		<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> スプリンクラー ※2 <input type="checkbox"/> 火災通報装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
入居（予定）者氏名	受給者証番号	障害者手帳	入居者の家賃 ※3	援護の実施機関	入居（予定）日
生年月日	障害支援区分		日中活動先	横浜市外からの補助 （ある場合「市外」と記入） ※4	退去（予定）日
①		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
②		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
③		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
④		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
⑤		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
⑥		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
⑦		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
⑧		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
⑨		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
⑩		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			

雇用状況及び計画 ※5 (単位：円)							
職種	氏名	月数 (月)	給与 (月額)	保険料※6 給与月額分	賞与 (年額)	保険料※6 賞与年額分	合計額 (年額)
世話人							0
世話人							0
生活支援員							0
生活支援員							0
バック アップ 施設	名称				法人等名		
	所在地				施設種別		
	連携内容						
備考							

- ※1：建物借上費とは、法人がグループホームの建物の貸主に支払う月額家賃。
 ※2：スプリンクラーは、区分4以上の入居者が定員の8割を超えた場合、必置。
 ※3：入居（予定）者の家賃額は、法人負担の月額家賃から、建物借上加算（1ホーム分）及び
 運営費補助金（建物借上補助）を差し引き、定員数で除した額より大きい場合は備考欄又は
 別紙に算定根拠を記すこと。
 ※4：横浜市以外の地方自治体から補助金（特定障害者特別給付費を除く。）を受けている場合、
 「市外」と記入。
 ※5：要介護支援費を申請する場合に記入。行が足りない場合は、行を追加して記入。
 ※6：保険料とは、法人が負担する社会保険料等。

運営状況報告書（サテライト） ※1

名称		定員		人	
所在地		建物借上費 ※2		円	
本体住居からの距離・時間	メートル			分	
建物形態（いずれかを選択）	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他（ ）				
消防設備（該当設備を選択）	<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> スプリンクラー <input type="checkbox"/> 火災通報装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
入居（予定）者氏名	受給者証番号	障害者手帳	入居者の家賃 ※3	援護の実施機関	入居（予定）日
生年月日	障害支援区分		日中活動先	横浜市外からの補助 （ある場合「市外」と記入） ※4	退去（予定）日
		愛の手帳 （療育手帳）	円		入 年 月 日
		身障手帳 級			退 年 月 日
		精神手帳 級			
①	入居（予定）者のサテライト型住居入居前の居住地 ※5	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> グループホーム名称（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） 住所：			
②	利用者の単身生活への意欲及び生活状況				
③	単身生活に向けた課題及び課題解決に向けた支援方針等 ※6				
④	本体グループホームからの支援の内容（食事提供・巡回頻度など）				
備考					

※1：この様式は、入居者1名ごとに作成すること。

※2：建物借上費とは、法人がグループホームの建物の貸主に支払う月額家賃。

※3：入居（予定）者の家賃額は、法人負担の月額家賃から、建物借上加算（1ホーム分）及び運営費補助金（建物借上補助）を差し引き、定員数で除した額より大きい場合は備考欄又は別紙に算定根拠を記すこと。

※4：横浜市以外の地方自治体から補助金（特定障害者特別給付費を除く。）を受けている場合、「市外」と記入。

※5：①「居住地」は、設置運営要綱第7条第2項に基づき記載すること。

※6：③「支援方針」は、生活支援や余暇支援等を中心に記載すること。加えて、金銭管理や服薬管理が必要な者の場合、自己管理を行えるようにするための支援等について記載すること。また、必要に応じて日中活動先等との連携についても触れること。

収支決算書

法人名	
事業所名	
グループホーム名	

当事業所（決算区分がホームごとの場合は、当ホーム）の収支決算は、下表のとおりです。

1 収入

項目	金額（円）	左記金額のうち、この要綱に基づく補助金額	説明
給付費			
訓練等給付費			
補助金等（補助金、交付金、助成金等）			
運営費補助金 （この要綱に基づく補助金）			
国の補助金等（給付費以外）			
県の補助金等（給付費以外）			
市の加算（助成費）			サービス管理費等
上記以外の補助金			
利用者負担金			
家賃			
水道光熱費			
日用品費			
食材料費			
その他（ ）			
借入れ			
			借入先：
その他			
合計	円	円	

必要に応じて行を追加又は削除してください。報告する年度の収入を記入してください。

2 支出

項目	金額（円）	この要綱に 基づく補助金 を充当した額	説明
家賃			
本体住居			
サテライト型住居			
人件費			
職員の賃金			
退職積立金等			
その他厚生費			
返済			
固定資産取得費			
水道光熱費			
日用品費			
食材料費			
その他			
合計	円	円	

必要に応じて行を追加又は削除してください。報告する年度の収入を記入してください。

第 号
年 月 日

（法人名）
（代表者名）

横浜市長 印

障害者グループホーム運営費補助金 交付額確定通知書

年 月 日に実績報告の提出のありました 年度障害者グループホーム運営費補助金については、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

1 確定額等

(1) 交付確定額

(2) 既交付決定額

(3) 返還額

2 対象グループホーム

3 交付条件

- (1) 横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱第18条第1項の交付の請求をする場合は、この通知書の写しを添付してください。
- (2) 補助金は障害者グループホーム運営費補助事業のために使用し、他の事業に使用しないでください。
- (3) 剰余金が生じたときは、その残金を速やかに返還してください。
- (4) 横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱第19条第1項各号のいずれかに該当するときは、補助金の全額又は一部を返還していただきます。
- (5) 障害者グループホーム運営費補助事業に関して収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支についての証拠書類は事業完了後10年間保存してください。なお、それらについて調査を行うことがあります。
- (6) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱の定めに従ってください。

担 当
連絡先

（提出先）

横 浜 市 長

郵便番号

所 在 地

法 人 名

役職及び
代表者氏名

障害者グループホーム運営費補助金
交付請求書

¥ _____ . -

ただし、 年度 月分として、上記の金額を請求します。

業者コード

--	--	--	--	--	--	--	--

 -

--	--	--

振 込 先	金融機関名	銀行	支店
	フリガナ 口座名義人		
	口座番号	普通 当座	

（留意事項）請求委任や受領委任を行う場合は、請求書の押印を省略できません。

担 当
連絡先

第 号
年 月 日

（法人名）
（代表者名）

横浜市長 印

障害者グループホーム運営費補助金 交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号 年度障害者グループホーム運営費補助金の
交付（決定・額確定）について、次の理由により、（全部・一部）を取り消しまし
たので、通知します。

- 1 既交付（決定・確定）額
- 2 取消後の交付（決定・確定）額
- 3 対象グループホーム
- 4 取消しの理由

担 当
連絡先

消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 補助事業名 障害者グループホーム運営費補助事業
- 2 法人名
- 3 法人所在地
- 4 役職及び代表者氏名
- 5 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由

**消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類**

1 補助事業名 障害者グループホーム運営費補助事業

2 法人名 _____

3 法人所在地 _____

4 役職及び代表者氏名 _____

5 補助金確定額 金 _____ 円

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 _____ 円

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区分		課税仕入				非課税仕入	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分			
経費の内訳		0					0
		0					0
		0					0
		0					0
		0					0
		0					0
	計	0	0	0	0	0	0

(2) 課税売上割合 _____ %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

横浜市障害者グループホーム単独加算支給要綱

制 定 平成 22 年 4 月 1 日健障支第 360 号（局長決裁）
最近改正 令和 5 年 4 月 17 日健障サ第 3622 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 本要綱は、障害者が地域で自立した生活を送る障害者グループホームの事業の運営及び利用者の生活の安定を図るために支給する加算について、必要な事項を定める。

（支給対象事業者の範囲）

第 2 条 この要綱における支給対象事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第 5 条第17項の共同生活援助事業を実施する法人（以下「事業者」という。）であり、横浜市障害者グループホーム設置運営要綱第 6 条第 1 項に定める設置承認を受けた障害者グループホーム（以下「障害者グループホーム」という。）を運営するものとする。

（支給対象経費）

第 3 条 事業者への支給額の基準、算定方法及び支給対象となる経費等は、別表 1、別表 2 及び別表 3 のとおりとする。なお、総合支援法第 28 条第 2 項の共同生活援助について、同法第 29 条及び第 30 条の規定に基づく訓練等給付費又は特例訓練等給付費の給付の対象とならない月においては、別表 1 の支給の対象外とする。

2 事業者は、別表 2 に定める加算を受給したときは、次の各号に掲げる額を超えて、入居者（この項において「入居者」とは別表 2 で定める「入居者」をいう。）から徴収することはできない。

(1) 家賃 障害者グループホームの建物の賃料を、当該障害者グループホームの定員で除した額から建物借上加算を差し引いた額。ただし、利用者ごとに家賃が異なる場合は、当該入居者の家賃から建物借上加算を差し引いた額。

(2) 水道料金 障害者グループホームの水道料金を、当該障害者グループホームの利用者数で除した額から、水道料金加算を差し引いた額。ただし、利用者ごとの水道使用量がわかる場合は、当該入居者の水道料金から水道料金加算を差し引いた額。

（請求の手続）

第 4 条 請求は、かながわ自立支援給付費等支払システムによる。

2 第 1 項の請求をするときは、市長が定める日までに単独加算受給予定書（第 1 号様

式。サテライト型住居の場合は第1号様式の2)を提出するものとする。

- 3 前項で提出した内容に変更がある場合は、請求する月の前月末までに、単独加算受給予定書の内容を更新し、提出するものとする。
- 4 第1項による請求ができないときは、別表2及び別表3に定める加算に限り、単独加算請求書(第2号様式)に、単独加算明細書(第3号様式)及び次の各号に掲げる書類を添えて提出することにより、請求することができる。
 - (1) サービス提供実績記録票の写し
 - (2) 受給者証の写し
 - (3) 家賃を証する書類の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 5 前項の請求は、四半期ごとに行うものとする。

(支給の条件)

- 第5条 事業者は、本要綱及び総合支援法その他法令の定めに従い、善良な管理者の注意をもって、共同生活援助事業を実施しなければならない。
- 2 事業者は、本要綱に基づき受給した加算を、共同生活援助事業の実施以外の用途へ使用してはならない。
 - 3 市長は、第1項又は前項に違反した事業者に対し、別表1、別表2及び3に定める加算の返還を求めることができる。

(報告)

- 第6条 第4条第1項又は第4項で請求した別表1、別表2及び3に定める加算の額は、市長が定める日までに単独加算受給報告書(第4号様式。サテライト型住居の場合は第4号様式の2)により報告するものとする。

(調査)

- 第7条 市長は、必要があると認めるときは、事業者が実施する共同生活援助事業について、調査をすることができる。
- 2 市長は、前項の調査により、事業者が第5条第1項又は第2項の規定に違反していると認めるときは、別表1、別表2及び3に定める加算の返還を求めることができる。

(書類の整備)

- 第8条 事業者は、本要綱に基づき受給した別表1、別表2及び3に定める加算に関する書類については、10年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 本要綱で定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

本要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 本要綱は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 本要綱の施行日より前から入居中の入居者に係る経費のうち、本要綱の施行日以降は対象外となる入居者に係る別表1に掲げる経費については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

本要綱は令和5年4月17日から施行する。

別表1（第3条第1項）

項目	基準額	算定方法	対象
運営基本費	1人月額(総合支援法の介護給付費・訓練等給付費に加算) ：単価は下記単価表のとおり	単価×入居者数 ただし、月の途中で入退去があった場合は、日割計算とする。 なお、当該月の初日の障害支援区分を、その基準とする。	職員雇用費、旅費、役務費、需用費、その他入居者の援助に要する経費
サービス管理費	1人月額 5,000円	単価×入居者数 なお、サービス管理費については日割計算を行わないものとする。	総合支援法の介護給付費・訓練等給付費の基本報酬が、個別支援計画未作成減算の対象とならない月

この表における「入居者」とは、総合支援法第19条第3項、附則第4条及び第18条第2項に基づき支給決定を行う市町村（以下「援護の実施機関」という。）が横浜市である者とする。

○ 運営基本費単価表（ホームの定員及び援助体制によって単価を設定）

援助体制	障害支援区分	4人定員	5人定員	6人定員	7人定員	8人定員	9人定員	10人定員
	平日運営	区分1以下	14,000円	18,000円	22,000円	18,000円	18,000円	18,000円
区分2		2,000円	10,000円	16,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
区分3		0円	3,000円	9,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
区分4		0円	0円	1,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
365日運営	区分1以下	27,000円	22,000円	25,000円	19,000円	19,000円	19,000円	19,000円
	区分2	14,000円	12,000円	18,000円	16,000円	16,000円	16,000円	16,000円
	区分3	5,000円	4,000円	9,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
	区分4	0円	0円	1,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円

別表2（第3条第1項）

項目	基準額	算定方法	対象
建物借上加算	1人月額：上限額内の額 下記単価表のとおり	上限額内の額×入居者数（月の初日時点） 上限額内の額は、月額家賃の1/2を定員で除した額（10円未満切捨て）と上限額を比べて少ない方の額。なお、建物借上加算については日割計算を行わないものとする。	事業者が障害者グループホームの建物を賃借するために要する経費
水道料金加算	1人月額 1,300円	単価×入居者数（月の初日時点） なお、水道料金加算については日割計算を行わないものとする。ただし、余剰金が発生する場合はこの限りでない。	障害者グループホームの水道料金に要する経費

この表における「入居者」とは「横浜市が援護の実施機関である者」又は「横浜市以外の自治体が援護の実施機関である者で、当該自治体から家賃に係る助成金等を受給していない者」とする。ただし、体験利用者は除く。

○建物借上加算単価表（ホームの定員及び区域によって上限額を設定）

		4人 定員	5人 定員	6人 定員	7人 定員	8人 定員	9人 定員	10人 定員
市街化 区域	上限 額	44,250 円	35,400 円	29,500 円	25,280 円	36,870 円	32,770 円	29,500 円
市街化 調整区 域 ※	上限 額	37,500 円	30,000 円	25,000 円	21,420 円	31,250 円	27,770 円	25,000 円

※市街化調整区域の単価は、平成18年度以降に設置したホームに適用する。本体住居とサテライト型住居の区域が異なる場合は、本体住居の区域の単価を適用する。

別表3（第3条第1項）

項目	基準額	算定方法	対象
介護支援加算	1人月額：単価は下記単価表のとおり	単価×入居者数（月の初日時点） なお、介護支援加算については日割計算を行わないものとする。ただし、余剰金が発生する場合はこの限りでない。	区分2以上の入居者（体験利用を除く）が入居中の障害者グループホームにおける利用者の支援に要する人件費

この表における「入居者」とは「横浜市が援護の実施機関である者」又は「横浜市以外の自治体が援護の実施機関である者で、当該自治体から人件費に係る助成金等を受給していない者」とする。ただし、体験利用者は除く。

○介護支援加算単価表（ホームの定員及び援助体制によって単価を設定）

支援体制	4人定員	5人定員	6人定員	7人定員	8人定員	9人定員	10人定員
夜勤又は宿直体制のあるホーム	24,170円	19,340円	16,110円	13,810円	12,080円	10,740円	9,670円
夜勤又は宿直体制のないホーム	18,000円	14,400円	12,000円	10,280円	9,000円	8,000円	7,200円

単独加算受給予定書（新規・変更）

担当者名 _____
 電話番号 _____
 Eメール _____

入居（予定）者が受給する予定の加算について、下記のとおり提出します。

提出日	年 月 日		法人名	事業所名	事業所番号	受給年度	〔 〕 年度	
グループホーム	名称				定員（サテライト含む）	人	運営	<input type="checkbox"/> 365日型 <input type="checkbox"/> 平日型
	所在地				建物借上費 ※1	円	夜間	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
建物形態（いずれかを選択）			<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他（ ）			設置年度	〔 〕 年度	
消防設備（該当設備を選択）			<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> スプリンクラー ※2 <input type="checkbox"/> 火災通報装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> その他（ ）			区域	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域	
入居（予定）者氏名	受給者証番号	障害者手帳	入居者の家賃 ※3	援護の実施機関	入居（予定）日	月ごとの加算（単位：円）		
生年月日	障害支援区分		日中活動先	横浜市以外から家賃助成等ある場合「市外」と記入	退去（予定）日	建物借上加算	サービス管理費	水道料金加算
			円		入 年 月 日			介護支援加算
①		愛の手帳（療育手帳） 身障手帳 級 精神手帳 級			退 年 月 日			合計
②		愛の手帳（療育手帳） 身障手帳 級 精神手帳 級	円		入 年 月 日			
③		愛の手帳（療育手帳） 身障手帳 級 精神手帳 級	円		退 年 月 日			
④		愛の手帳（療育手帳） 身障手帳 級 精神手帳 級	円		入 年 月 日			
⑤		愛の手帳（療育手帳） 身障手帳 級 精神手帳 級	円		退 年 月 日			
バックアップ施設	名称				法人名	事業名	備考	
	連携内容							

※1：建物借上費とは、法人が障害者グループホームの建物の貸主に支払う月額賃料（サテライト型住居がある場合はサテライト型住居の賃料を含む）。

※2：スプリンクラーは、区分4以上の入居者が定員の8割を超えた場合、必置。

※3：入居（予定）者の家賃額は、法人負担の月額賃料から、建物借上加算（1ホーム分）及び横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱の別表1に定める建物借上補助を差し引き、定員数で除した額より大きい場合は備考欄又は別紙に算定根拠を記すこと。

単独加算受給予定書（サテライト型） ※1

担当者名 _____
 電話番号 _____
 Eメール _____

入居（予定）者が受給する予定の加算について、下記のとおり提出します。

提出日	年 月 日					受給年度	〔 〕 年度	
法人名			事業所名			事業所番号		
グループホーム	名称				定員（本体住居含む）	人	運営	<input type="checkbox"/> 365日型 <input type="checkbox"/> 平日型
	所在地				建物借上費 ※2	円	夜間	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
本体住居からの距離・時間			メートル			分		
建物形態（いずれかを選択）			<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他（ ）					
消防設備（該当設備を選択）			<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> スプリンクラー <input type="checkbox"/> 火災通報装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
入居（予定）者氏名	受給者証番号	障害者手帳	入居者の家賃 ※3	援護の実施機関	入居（予定）日	月ごとの加算（単位：円）		
生年月日	障害支援区分		日中活動先	横浜市以外から 家賃助成等ある場合 「市外」と記入	退去（予定）日	建物借上加算	サービス管理費	
		愛の手帳 (療育手帳)	円		入 年 月 日	水道料金加算	運営基本費	
		身障手帳 級			退 年 月 日	介護支援加算	合計	
		精神手帳 級						
①	入居（予定）者のサテライト型住居入居前の居住地 ※4		住所：		<input type="checkbox"/> 自宅（ ） <input type="checkbox"/> グループホーム名（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
②	利用者の単身生活への意欲及び生活状況							
③	単身生活に向けた課題及び課題解決に向けた支援方針等 ※5							
④	本体グループホームからの支援の内容（食事提供・巡回頻度など）							
備考								

※1：この様式は、入居者1名ごとに作成すること。
 ※2：建物借上費とは、法人が障害者グループホームの建物の貸主に支払う月額賃料（本体住居の賃料を含む）。
 ※3：入居（予定）者の家賃額は、法人負担の月額賃料から、建物借上加算（1ホーム分）及び横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱の別表1に定める建物借上補助を差し引き、定員数で除した額より大きい場合は備考欄又は別紙に算定根拠を記すこと。
 ※4：①「居住地」は、設置運営要綱第7条第2項に基づき記載すること。
 ※5：③「支援方針」は、生活支援や余暇支援等を中心に記載すること。加えて、金銭管理や服薬管理が必要な者の場合、自己管理を行えるようにするための支援等について記載すること。また、必要に応じて日中活動先等との連携についても触れること。

単独加算請求書

年 月 日

(請 求 先)

横浜市長

下記のとおり請求します。

請求事業者	法人所在地	〒
	法人名	
	役職及び代表者氏名	

業者コード記入欄

業者コード	
-------	--

※業者コードがある場合、口座振込情報記入欄は空欄にして下さい。

口座振込情報記入欄

金融機関	
本支店	
預金種別	
口座番号	
口座名義人	

		年度	第		四半期分
--	--	----	---	--	------

事業所名	
------	--

請求金額												円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

(留意事項) 請求委任や受領委任を行う場合は、請求書の押印を省略できません。

担当者名

電話番号

Eメール

単独加算明細書

		年度	第		四半期分
--	--	----	---	--	------

請求事業者	法人名	
	事業所番号	
	事業所名	
	グループホーム名	

入居者	受給者証番号	
	氏名	
	障害支援区分	

単独加算明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数		単位数		単位数		単位数 合計	摘要
				月分		月分		月分		
	建物借上加算									
	水道料金加算									
	介護支援加算									

システムで 請求できない理由	
-------------------	--

添付書類	(1) サービス提供実績記録票の写し(利用者確認済のもの) (2) 受給者証の写し(当該加算請求期間の支給決定がなされているもの) (3) 利用者の負担する家賃額がわかる書類(重要事項説明書、家賃証明等) (4) その他市長が必要と認める書類()
------	---

担当者名 _____
 電話番号 _____
 Eメール _____

単独加算受給報告書

担当者名 _____
 電話番号 _____
 Eメール _____

入居（退去）者が受給した加算は、下記のとおりです。

提出日	年 月 日		法人名			事業所名	事業所番号	受給年度	〔 〕 年度	
グループホーム	名称	定員（サテライト含む）			人	運営	□ 365日型 □ 平日型			
	所在地	建物借上費 ※1			円	夜間	□ あり □ なし			
建物形態（いずれかを選択）			□ 一戸建て □ アパート □ マンション □ その他（ ）			設置年度	〔 〕 年度			
消防設備（該当設備を選択）			□ 自動火災報知設備 □ 誘導灯 □ スプリンクラー ※2 □ 火災通報装置 □ 消火器 □ その他（ ）			区域	□ 市街化区域 □ 市街化調整区域			
入居者（退去者含む。）氏名	受給者証番号	障害者手帳	入居者の家賃 ※3	介護の実施機関	入居日	加算額（年間）（単位：円）				
生年月日	障害支援区分		日中活動先		横浜市以外から家賃助成等ある場合「市外」と記入	退去日	建物借上加算×月数	サービス管理費×月数	水道料金加算×月数	運営基本費×月数
①		愛の手帳（療育手帳）	円		入 年 月 日	×				×
		身障手帳 級			退 年 月 日	×				×
		精神手帳 級								
②		愛の手帳（療育手帳）	円		入 年 月 日	×				×
		身障手帳 級			退 年 月 日	×				×
		精神手帳 級								
③		愛の手帳（療育手帳）	円		入 年 月 日	×				×
		身障手帳 級			退 年 月 日	×				×
		精神手帳 級								
④		愛の手帳（療育手帳）	円		入 年 月 日	×				×
		身障手帳 級			退 年 月 日	×				×
		精神手帳 級								
⑤		愛の手帳（療育手帳）	円		入 年 月 日	×				×
		身障手帳 級			退 年 月 日	×				×
		精神手帳 級								
バックアップ施設	名称	法人名			事業名	備考				
	連携内容									

※1：建物借上費とは、法人が障害者グループホームの建物の貸主に支払う月額賃料（サテライト型住居がある場合はサテライト型住居の賃料を含む）。

※2：スプリンクラーは、区分4以上の入居者が定員の8割を超えた場合、必置。

※3：入居（予定）者の家賃額は、法人負担の月額賃料から、建物借上加算（1ホーム分）及び横浜市障害者グループホーム運営費補助要綱の別表1に定める建物借上補助を差し引き、定員数で除した額より大きい場合は備考欄又は別紙に算定根拠を記すこと。

第4号様式の2（第6条）

単独加算報告書（サテライト型） ※1

担当者名 _____
 電話番号 _____
 Eメール _____

入居（退去）者が受給した加算は、下記のとおりです。

提出日	年 月 日		法人名	事業所名	事業所番号	受給年度	〔 _____ 〕 年度	
グループホーム	名称				定員（本体住居含む）	人	運営	<input type="checkbox"/> 365日型 <input type="checkbox"/> 平日型
	所在地				建物借上費 ※2	円	夜間	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
本体住居からの距離・時間			メートル 分					
建物形態（いずれかを選択）			<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）					
消防設備（該当設備を選択）			<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> スプリンクラー <input type="checkbox"/> 火災通報装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）					
入居者（退去者含む。）氏名	受給者証番号	障害者手帳	入居者の家賃 ※3	援護の実施機関	入居日	加算額（年間）（単位：円）		
生年月日	障害支援区分		日中活動先	円	横浜市以外から家賃助成等ある場合「市外」と記入	退去日	建物借上加算×月数	サービス管理費×月数
		愛の手帳（療育手帳）			入 年 月 日	水道料金加算×月数	運営基本費×月数	
		身障手帳 級			退 年 月 日	介護支援加算×月数		
		精神手帳 級				合計		
①	入居者（退去者含む。）のサテライト型住居入居前の居住地 ※4			住所：	<input type="checkbox"/> 自宅（ _____ ） <input type="checkbox"/> グループホーム名（ _____ ） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）			
②	利用者の単身生活への意欲及び生活状況							
③	単身生活に向けた課題及び課題解決に向けた支援方針等 ※5							
④	本体グループホームからの支援の内容（食事提供・巡回頻度など）							
備考								

※1：この様式は、入居者1名ごとに作成すること。
 ※2：建物借上費とは、法人が障害者グループホームの建物の貸主に支払う月額賃料（本体住居の賃料を含む）。
 ※3：入居者（退去者含む。）の家賃は、法人負担の月額賃料から、建物借上加算（1ホーム分）及び運営費補助金（建物借上補助）を差し引き、定員数で除した額より大きい場合は備考欄又は別紙に算定根拠を記すこと。
 ※4：①「居住地」は、設置運営要綱第7条第2項に基づき記載すること。
 ※5：③「支援方針」は、生活支援や余暇支援等を中心に記載すること。加えて、金銭管理や服薬管理が必要な者の場合、自己管理を行えるようにするための支援等について記載すること。また、必要に応じて日中活動先等との連携についても触れること。